

# 刑事司法制度における修復的司法の可能性

## ——日本での実践例の検討から——

### 目次

#### はじめに

1. 被害者と加害者
  - 1-1. 被害者にとっての犯罪
  - 1-2. 加害者の内面と困難
2. 修復的司法とは
  - 2-1. 修復的司法の定義
  - 2-2. ハワード・ゼアの修復的司法論
  - 2-3. ゼアによる修復的司法の判断基準
  - 2-4. 応報的司法と修復的司法の比較
  - 2-5. 修復的司法をめぐる国際的動向
3. 被害者—加害者和解プログラム(VORP)の登場
4. 家族集団会議(FGC)
  - 4-1. FGC とは
  - 4-2. FGC への送致と会議の流れ
  - 4-3. 処遇の決定
  - 4-4. FGC における恥の活用
5. 台湾における修復的司法の実践
  - 5-1. 台湾の法改正
  - 5-2. 法制化以前の諸問題
  - 5-3. 法制化の必要性
  - 5-4. 運営の分類
  - 5-5. 裁判所が審理中に修復的司法に付託する際の注意事項
6. 日本における修復的司法の実践
  - 6-1. 少年対話会
  - 6-2. 心情等聴取・伝達制度
  - 6-3. 被害者参加制度
  - 6-4. NPO 法人対話の会
  - 6-5. 被害者視点を取り入れた教育
  - 6-6. 刑務所での TC ユニット
7. ヒアリング調査

- 7-1. 心情等聴取・伝達制度に関するヒアリング調査
  - 7-2. 八街少年院における教育とグループワークに関するヒアリング調査
  - 7-3. NPO 法人修復的対話の会における修復的対話の実践に関するヒアリング調査
  - 8. 日本における修復的司法の課題と展望
    - 8-1. 修復的司法の現状
    - 8-2. 修復的司法導入の課題
    - 8-3. 修復的司法の可能性と今後の展望
- おわりに

## はじめに

現在の刑事司法制度において、犯罪は国家に対する侵害行為と位置づけられ、国家が加害者に対して刑罰を科すことによって社会秩序の回復を図る、応報的司法が広く受け入れられている。しかし、このような刑事司法の枠組みにおいて、被害者は主として捜査や裁判における「証人」として位置づけられるにとどまり、犯罪の直接の当事者であるにもかかわらず、その被害や苦痛、さらには回復の在り方が十分に考慮されているとは言い難い現状がある。

ジョージ・ムスラキスは、このように形式化された刑事司法手続を、犯罪行為とその結果の双方を非人間的なものにしていると批判している。すなわち、加害者は自身の不法行為が被害者や周囲に及ぼした影響を十分に自覚する機会を失いがちであり、他方で被害者は、加害者が何らかの刑罰を受けたことを知らされるのみであり、被害から回復するための主体的な関与の機会を与えられないまま、依然として「被害者」であり続けるというのである<sup>1</sup>。

このような問題意識のもと、近年国際的に注目されているのが、犯罪を社会に生じた「害」と捉え、被害の回復や当事者間の関係性の修復に焦点を当てる修復的司法である。従来の刑事司法が刑罰による応報を中心に構築されてきたのに対し、修復的司法は応報と対立する側面を持つ一方で、刑事司法制度を補完する役割も持ち合わせている。このため修復的司法は当初、刑罰色の比較的弱い少年手続での導入が検討され、各国での実践が積み重ねられてきた。近年では、成人の刑事手続においても拘禁刑の導入に見られるように、応報中心の枠組みが見直されつつあり、同時に修復的司法は少年司法にとどまらず、成人の刑事司法の他、虐待やハラスメントといった非刑罰的領域にも広がり始めている。

本稿は、こうした背景を踏まえ、従来の刑事司法では十分に満たされなかった加害者・被害者双方のニーズに着目し、回復を志向する修復的司法の可能性について、日本での取

---

<sup>1</sup> ジョージ・ムスラキス(萩野太司・吉中信人訳)(2005)「修復的司法：現今の理論と実践に関する考察(一)」、『広島法学』、29 巻 1 号、pp. 166-176。

り組みや、制度化が進められている他国の事例を参照しつつ、その意義を検討するものである。

## 1. 被害者と加害者

### 1-1. 被害者にとっての犯罪

犯罪は被害者にどのような影響を及ぼすのか。被害者にとって、犯罪とはどのようなものなのか。犯罪により生命、身体、財産等への直接的な被害の他、心身に支障をきたすことも多く、被害者は怒りや不安、衝撃といった感情の他、「自分が自分でないような感じがする」「自分が弱い、何も対処できないという気持ち強い」「現実感がない」などの感情を抱き、しばしばトラウマという後遺症として現れ、生活に大きく支障を及ぼすこともある<sup>2</sup>。

修復的司法の研究者であり、また性暴力の被害者でもある小松原織香は、被害を受けた後の自身の状況について、過去に起きた出来事は取り戻すことができず、今さら怒りをぶつけても自らの状況が好転するわけではないこと、そして過去を断ち切り未来へ進むことが自分を救うことにつながるということを理性では理解していたが、思うように過去から解放されることができず、結果としてうつ病を患い、苦しむことになったと語っている<sup>3</sup>。

修復的司法の先駆者であるハワード・ゼアは、犯罪が破壊的で回復しにくいものである理由について、犯罪が本質的に侵害であるからだと説明している。彼によれば、人間の完全性には世界が秩序正しく意義ある場所であるという信念と、個人の自律という信念の二つが必要であるという。通常人はすべてが思い通りになるわけではないが、大方の出来事に答えを用意することが可能であり、この世が秩序正しく予測可能な理解しうる場所であるという秩序の感覚と価値観を持ち合わせている。また、自分自身をコントロールしている感覚がある。しかし犯罪は、この秩序と価値観、自立心を破壊するために、被害者は人間性を失った感覚に陥ってしまうという。そのため被害者は再び世界を理解できるものにするために「なぜ自分の身に起こったのか」「防ぐために何かできたか」という疑問を持ち、答えを欲しがっている<sup>4</sup>。

### 1-2. 加害者の内面と困難

#### 1-2-1. 加害者の被害体験

---

<sup>2</sup> 警視庁、「犯罪被害者等の抱える様々な問題」

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/shien/handbook/pdf/6.pdf> (2025年1月19日参照)

<sup>3</sup> 小松原織香(2022)『当事者は嘘をつく』、筑摩書房、p.41。

<sup>4</sup> ハワード・ゼア(西村春夫・細井洋子・高橋則夫訳)(2003)『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』、新泉社、pp29-30。

加害者の多くは、彼らを取り巻く環境に影響を受けて加害行為に及んだ者である。加害の背景には共通して逆境経験が存在するケースが多く、国内外の研究において、受刑者や非行少年の多くが何らかの虐待体験を有していることが指摘されている。国内では、2001年に法務省法務総合研究所が全国の少年院在院者を対象に被虐待体験に関する調査を始めて実施した。その結果、対象となった2354名(男子2125名、女子229名)のうち、約50%が心理的虐待を除く被虐待体験を有することが明らかになっている<sup>5</sup>。

さらに、2017年から行われた20歳以上40歳未満の若年受刑者590人を対象とした調査では、全体の50.3%の受刑者が被虐待体験を有し、59.5%の受刑者が家族以外の第三者からの被害体験を有していると回答している。一方、いずれの体験もないと回答した受刑者は25.9%であった。家族以外の第三者からの被害内容で最も多かったのはいじめ(40.2%)であり、次いで身体的暴力(28.8%)、性的被害(15.6%)が続いている<sup>6</sup>。

日本国内の刑務所に初めてカメラを入れて制作された、坂上香監督によるドキュメンタリー映画および著書『プリズン・サークル』でも、受刑者の多くがいじめや虐待の経験を有し、それが現在に至るまで深い影響を及ぼしていることが描かれている。また、坂上自身もいじめの被害者と、加害者の双方の側面を持つ者である。

坂上は、中学2年時の転校直後から日常的ないじめを受け、約15人による集団暴行に遭った。殴る蹴るの暴行に加え、煙草の火を腕に押し付けられる、髪を掴んで引きずりまわされ土下座を強要されるなど、その内容は深刻なものであった。身体的被害の他、同級生や教員らはこれを傍観し、学校に訴えても見て見ぬふりをされたという経験からの「どうせ誰も助けてくれない」という社会への不信感や憤りは現在でも拭い去ることができないままだという。また当時、家庭も安心できる場所ではなかった。両親は夜間も仕事で不在がちであり、母親は極度の教育熱心でしつけの名のもとに日常的に叩かれていたほか、意志に反して習い事に通わされ、進路についても一方的に決められるなど、将来にも全く希望が持てない状態であった。さらに、5歳年下の弟の生活全般の面倒を見る必要があり、いわゆるヤングケアラーに近い状況でもあった。自らもまだ子どもでありながら、誰からもケアされない状況に置かれていたことから生じた鬱屈した感情が弟への暴力に繋がってしまったと述懐している<sup>7</sup>。

---

<sup>5</sup> 法務省法務総合研究所、研究部報告11「児童虐待に関する研究(第1報告)」  
[000074918.pdf](#) (2025年12月26日参照)

<sup>6</sup> 羽間京子、森伸子、西慶子、2008年「若年犯罪者の被害体験等の被害体験と犯罪との関連に関する研究」  
[https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/RP2018A\\_003.pdf](https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/RP2018A_003.pdf) (2025年12月26日参照)

<sup>7</sup> 東京都人権啓発センター「暴力の加害と被害を見つめて」  
<https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/tokyojinken/tj-92-interview.html> (2025年12月20日参照)

加害と被害は別個のものではなく、加害者の背景には、自身も被害者であったという者が多いという「加害者の被害者性」の問題が存在する。

### 1-2-2. 加害者の心情と被害への理解

修復的司法を取り扱う NPO 法人対話の会の代表を務め、長年弁護士として少年事件の付添人をしてきた山田由紀子弁護士によれば、付添人の活動では少年に、自分が非行を犯した原因を考えさせ、どうすればそれを改善できるかに気づいてもらうことが重要であると同時に、自分の行為の結果として生じた被害についても深く受け止めてられる必要があるという。ところが少年たちは社会経験が乏しく、判断能力も未熟なために、なかなか被害について具体的に想像することが難しい。抽象的に法を犯したことや、物を盗ったことについては「ごめんなさい」と言うことができて、それでは真に被害の実情を受け止めたとは言えず、A さん、B さんといった生身の被害者その人に対して謝罪していることにはならない。同法人の活動の一つである被害者加害者対話に参加し、被害者の体験を直接自分の目と耳で受け止めた少年は、自分の行為が単に「法を犯した」「物を盗った」という事実にとどまらず、「被害者の人生」「被害者という人間」を傷つけたのだと理解するようになるという<sup>8</sup>。

また、山田と強盗・窃盗などの罪で服役をしていた受刑者 AKIRA の往復書簡をまとめた書籍『つぐなうために—受刑者が見た修復的司法の真実と光—』では、加害者本人である AKIRA の逮捕後の心情や葛藤、被害の理解に至るまでの過程が往復書簡という形式を通じて明かされている。AKIRA は逮捕後に懲役 17 年の判決を受け、事件から 8 年という長い年月を経てようやく自らが犯した罪の重さを認識するに至ったという。そして自分自身と向き合いながら被害者の存在を誠実に慮ることができるようになり、被害者に対する被害弁償を始めたとされている。

しかし、逮捕直後の AKIRA が考えたのは、被害者への謝罪の念や、家族に迷惑をかけたことではなく、「これからどうなってしまうのだろう」とただ自分の身を案ずることのみで、罪を犯したことに対する反省は全くなかったという。さらに、犯罪に及んだことへの後悔よりも、「捕まってしまった」「失敗した」という自己中心的な悔しさや反省が強かったと述べている<sup>9</sup>。AKIRA は事件当時を振り返り、自身が極端な「拝金主義」という心の病に陥っていたと語っている。父親は小学校低学年の頃に蒸発し、母子家庭で育った AKIRA は、優秀な兄たちと比較される中で強い劣等感や重圧を抱えていた。加えて経済的にも厳しい家庭環境にあり、父親のいる友人家庭の生活をうらやましく感じる中で、「父がいれ

---

<sup>8</sup> 山田由紀子、AKIRA(2020)『つぐなうために—受刑者が見た修復的司法の真実と光—』、新科学出版社、p. 13。

<sup>9</sup> 同上、p. 16。

ば」「お金さえあれば」という思いが強まり、次第に拝金主義的な価値観へと傾倒していったという<sup>10</sup>。

山田によると、このような拝金主義は少年院における教育でも大きな課題となっている。幼少期からの貧困の経験から、「お金さえあれば」と強い気持ちを抱くようになり、不良交友や犯罪によって分不相応な程のお金が手に入る経験を重ねること、さらに不良交友での多額の金銭を持ち、後輩などにおごることができる者が尊重されるという経験を通して、「お金が全てであり、お金さえあれば他人から認められる」という拝金主義に陥ってしまう少年は少なくないという<sup>11</sup>。

さらに、AKIRAもカツアゲに遭ったり、中学で入部した野球部での、教員や先輩らからの日常的な体罰・暴力、不良仲間との遊ぶ約束を破ったことがきっかけで殴る蹴るといった暴力から手持ち花火で何度も狙い撃ちをされるというリンチを受けるなどの被害体験を有している。仲間による一方的な暴力による悲しみや悔しさ、恐怖、恨みといった精神的な傷は深く、対人恐怖や人間不信を抱き、またその後も貸した物を持ち逃げされるなどの裏切り行為を繰り返し経験する中で、「人間関係は裏切り合い・化かし合いである」という価値観が固定化され、他者を平気裏切り傷つける生活へと繋がっていったと語っている<sup>12</sup>。

### 1-2-3. 暴力の矮小化

暴力の経験を有する加害者が自己の暴力について語る際には、その行為を矮小化する傾向がしばしば見られる。『プリズン・サークル』の舞台となった島根県にある刑務所の島根あさひ社会復帰促進センターでは、後に紹介するTCという活動の課題の一つとして、「自身の暴力のエピソードを一つ紹介し、その際感じていた気持ちやそれがどこから来ていたと思うか」を語る課題の際、ある訓練生(同センターにおける受刑者の呼び方)がDV家庭で育ち、父親が母親に暴力を振るう姿を見て育った経験から、「女性には手をあげない」と心に決めていたことを語った。しかし、その後に語られた自身の結婚後のエピソードでは、夫婦喧嘩の際に妻を壁に何度もぶつけた行為について、「殴ってはいない」「ぶついたりしとっただけ」と表現し、あたかも暴力ではないかのように過小評価して語っていた。

また別の訓練生のエピソードでは、「妻子を食わせるのが男の役割」という価値観を強く信じ、妻に働くことを禁じていたが、妻が女友達と遊びに行くと嘘をついて実際には働きに出ていたことが発覚したという出来事が語られた。その訓練生は、「自分が家族を養うために一生懸命働いているのに、全然自分の気持ちを考えてくれない」と感じた結果、妻の胸ぐらをつかみ、泣いて謝るまでずっと脅かしたと述べている。また、細かい部分の

---

<sup>10</sup> 同上、pp. 54-58。

<sup>11</sup> 同上、p. 68。

<sup>12</sup> 同上、pp. 58-63。

記憶はないが、気がついた時には妻が床に倒れていたといい、同様の出来事が何度か起こったという。しかし、ここでも「暴力」や「DV」という言葉は一度も用いられず、肝心な部分は「記憶がない」と省略され、「脅かしただけ」など大した出来事ではないように矮小化されていた。

さらに、父親が再婚した継母から育児拒否を受け、「あんたなんか死んじゃえばいい」と言われて育った経験を持つ訓練生は、女性に対する不信感を募らせるとともに、継母が父親から暴力を振るわれる姿を見て育ったことから、「女は男に従うべきだ」という価値観が形成されたと語っている。他にも「手をあげることは最低」と語りつつ、「彼女が勝手なことをするとムカつくし、どこかで女は従って当然だと思っているところはある」と語る訓練生もいた。こうした一見時代錯誤のような発言が年配者ではなく、若年層からも語られており、このようなメンタリティは刑務所に限ったものではなく、坂上はそれを「空気のように社会に存在している」と評価している。暴力は「学び取られた行為」であり、彼らの日常に当たり前存在していた。それを学び落とすためにはまず、自身の暴力を正しく認識することから始めなければならず、TCの授業でもその役割を担っている。

この課題の最後、司会役を務めた訓練生は暴力を「人を呑み込んでしまう津波みたいなもの」と表現し、「暴力を振るった側は、実は自分が抱えている葛藤を解消させるための対処法として、仕方なく暴力や侵害行為という手段を使ったのかもしれない。しかし、葛藤を解消させる対処法は、暴力以外にもあったのではないか。そういうことを知るためにも、暴力の体験を掘り起こしていく必要があるのではないか」と語った<sup>13</sup>。

#### 1-2-4. 小括と私見

加害者の更生には、自己の行為が被害者にどのような影響を及ぼしたのかを具体的に理解し、自己が与えた被害を正しく認識することが必要である。犯罪は単に「法律を破った」という抽象的な違反行為にとどまらず、被害者の生命や身体、生活、そして人生そのものを深く傷つける侵害行為である。しかし、加害者の多くは虐待や暴力、貧困などの逆境的な環境の中で形成された歪んだ価値観を抱えており、被害体験を重ねてきた存在でもある。そのため、自身の行為を暴力として認識できなかつたり、被害を矮小化したりすることで、被害者の苦痛を具体的に想像し、真に向き合うことが困難になりがちである。

加害と被害は単純に切り分けられるものではなく、加害者が被害理解に至るためには、自己の価値観や行為を問い直し、被害者の視点から自らの行為を捉え直す過程が不可欠である。

## 2. 修復的司法とは

### 2-1. 修復的司法の定義

---

<sup>13</sup> 坂上香(2022)『プリズン・サークル』、岩波書店、pp. 59-69。

修復的司法とは、Restorative Justice の訳語であり、その理念や思想を指す語として修復的正義とも訳される。修復的司法には主に二つのモデルが存在し、それらをめぐって論争が行われている。一つはマーシャルが提示した純粹モデルであり、もう一つはヴァルグレイブらによって提示された最大化モデルである。高橋則夫の整理によると、純粹モデルは修復的司法を「当該犯罪に関係するすべての当事者が一堂に会し、犯罪の影響とその将来への関わりをいかに取り扱うかを集団的に解決するプロセスである」と定義するものであり、犯罪を人々およびその関係への侵害として理解し、関係者全員の参加を不可欠な条件として被害者に回復をもたらすこと、加害者に自己の行為に対する責任を自覚させること、さらに双方に対する社会的支援を強化することが目指されている。被害者、加害者およびコミュニティの三者が直接対話できる機会を設けることによって、当事者や関係者のニーズが充足されると考える点が、このモデルの基本的な立場である。

これに対し、最大化モデルは、修復的司法を「犯罪によって生じた害を修復することによって司法の実現を志向する一切の活動である」と定義する。この立場では修復的司法の中核を害の修復に求め、一定の施策が害の修復を目的とする限り、それは修復的であると考えられ、特定のプロセスの有無ではなく、その意図や成果が修復的であるかどうか重視される<sup>14</sup>。

最大化モデルは、当事者が一堂に会して直接対話を行う純粹モデルを含みつつも、加害者と被害者の直接的な対話やコミュニティの関与を必須の要件とはせず、より広い範囲で修復的司法を捉える立場である。純粹モデルにおいて重視される当事者全員の参加や直接対話は、状況によっては実現が困難な場合も少なくない。また、犯罪によって生じた害の修復という観点に立てば、それらが常に不可欠であるとは限らないと考える。以上を踏まえ、本稿では修復的司法という用語を、最大化モデルの意味において用いることとする。最大化モデルでは直接的な対話の有無にかかわらず、害の修復を志向する多様な取り組みが含まれるが、一方で、修復的司法の範囲を広く捉えるがゆえに、その概念が拡散しやすいという指摘もなされており、修復的司法として評価する際の基準を慎重に検討する必要がある。

また、ジョン・ブレイスウエイトによれば、修復的司法とは「再統合的な恥の付与」の過程である。これは一般市民が加害者を単なる「逸脱者」として排除するのではなく、コミュニティの一員として再び迎え入れることを前提に、赦しの態度や言葉を示すことを通じて、加害者が「コミュニティの一員としての恥」を自覚することを意味する。この考え方においては、犯罪を契機として、その背後にある社会的問題や、目の前の当事者が抱えるニーズについて、関係者が相互に「聴くこと」「語ること」を通じ、自律的な解決を目指す点が重視される。その結果、コミュニティ、行為者、被害者の間における集団的・対

---

<sup>14</sup> 高橋則夫(2003)『修復的司法の探求』、成文堂、pp. 76-77。

人的な連帯や相互尊敬関係の回復が促されるとともに、関係者が相互にエンパワメントされる意義を有するとされている<sup>15</sup>。

## 2-2. ハワード・ゼアの修復的司法論<sup>16</sup>

修復的司法の代表的論者であるハワード・ゼアは、犯罪および正義をどのように捉えているのかを示している。ゼアによれば、修復的司法とは、犯罪を人々とコミュニティに起きた害と捉え、発生したニーズに焦点を合わせて加害者が引き受けるべき責任を明らかにし、回復を促すものである<sup>17</sup>。ゼアの修復的司法論の出発点は、犯罪理解の転換にある。彼は犯罪を、単なる法規範の違反ではなく、人々およびコミュニティに生じた害として捉える。この害は癒しを必要とする傷を伴うものであり、その側面は被害者、対人関係、加害者、コミュニティという四つの次元に及ぶとされている。

この犯罪理解の違いを説明するためのものの見方として、ゼアは「レンズ」という比喻を用いている。「応報レンズ」は社会的側面に焦点を合わせ、国家を被害者として犯罪を規則の違反と定義し、被害者と加害者の関係は重視されない。これに対し、「修復レンズ」では、人々を被害者として捉え、対人関係の側面を中心に据えて考える。犯罪は、人および人間関係を傷つける行為として理解され、司法はこの害に応答するものでなければならないとされる。

このような犯罪理解に基づき、ゼアは司法の役割を、害を回復し、癒しを促進させるものであるとしている。犯罪の害によって壊されたバランスを取り戻すため、司法の第一の目標は被害者の回復と癒しでなければならない。

またゼアは、応報と回復の違いを「正しさの確証」という観点から説明している。応報は、被害者が突き落とされた水準まで加害者を引き下げることによってバランスを回復しようとするものである一方、回復は、被害者を元的水準へ引き上げることによって正しさを確証しようとする点に特徴がある。修復的司法においては、罰そのものよりも、被害者の回復が正義の中心に位置づけられる。

さらに、ゼアは犯罪が発生した際に第一に問われるべき問題を、「誰が害を受けたのか」「どのような害が生じたのか」「被害者のニーズは何か」と述べる。これは、「誰が犯罪を行ったのか」「加害者をどのように処罰すべきか」をまず問題とする応報的司法の問いとは根本的に異なるものである。被害者にとって重要なのは、自らの身に起きた出来事が不正義であると認識され、その経験と痛みが承認されることである。また、この悪が正され、再発を防ぐための措置が講じられていることを被害者が知る必要がある。ゼアは、被害者のニーズを司法の出発点に据えることによって、被害者が正義を「体験す

---

<sup>15</sup> 森久智江(2013)「少年に対する手続きの概要と関係機関」、加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』、ミネルヴァ書房、pp. 48-49。

<sup>16</sup> 前掲注4、pp. 186-203。

<sup>17</sup> 同上、pp. 4-6。

る」ことが可能になると考えている。ゼアによれば、被害者にとって力を奪われることは侵害の中心的要素であり、回復と司法において重要なことは、その力を取り戻すことである。そのため、修復的司法の手續においては、被害者を積極的な参加者として位置づける必要がある。

修復的司法の第一段階は、被害者のニーズを満たすことであり、その過程では、被害者と加害者の双方に力と責任を付与し、コミュニティが関与する余地を残すことが求められる。さらに、被害者と加害者の関係に取り組み、事件やニーズに関する情報交換を行うこと、そして現在の問題解決にとどまらず、将来に向けた再発防止や関係修復に取り組むことが重視される。

### 2-3. ゼアによる修復的司法の判断基準

ゼアは、修復的司法が実際に機能しているかを評価するための具体的な判断基準を①被害者は正義の体験をしているか、②加害者は正義の体験をしているか、③被害者—加害者間の関係が取り込まれているか、④コミュニティの関心が考慮されているか、⑤将来に向けた取り組みが行われているか、という五つの観点から構成し、それぞれについて、以下のように小基準を設けている<sup>18</sup>。

#### ①被害者は正義の体験をしているか。

- ・被害者は関係者に真実を語る機会が十分にあるか。
- ・被害者は必要とされる賠償、損害賠償を受けているか。
- ・不正義を適切に認識されているか。
- ・さらなる侵害から十分に保護されているか。
- ・結論は加害行為の重大性を適切に反映しているか。
- ・犯罪事実、加害者、手續に関する適切な情報を受けているか。
- ・手續において発言権があるか。
- ・司法の経験が適切に公のものになっているか。
- ・他人からの支援を十分に受けているか。
- ・家族は十分な援助や支援を受けているか。
- ・他の(物資面、支援面、精神面の)ニーズも十分対処されているか。

#### ②加害者は正義の体験をしているか。

- ・加害者は自らの行為を理解し、責任をとるよう促されているか。
- ・自分の責任転嫁を他人から責められているか。
- ・事態の健全化が促され、その機会が与えられているか。

---

<sup>18</sup> 同上、pp. 234-236。

- ・ 手続に参加する機会が与えられているか。
- ・ 行動を改める(改悛する)ように促されているか。
- ・ 行動変化を監視し、確かめる仕組みがあるか。
- ・ 加害者自身のニーズに対処されているか。
- ・ 家族は支援や援助を受けているか。

③被害者—加害者間の関係が取り組まれているか。

- ・ 対話が(直接にあるいは治療的に)適切な場合に、その機会があるか。
- ・ (事件やその他のことに関する)情報交換の機会があり、それが促されているか。
- ・ 責任転嫁が問われているか。

④コミュニティの関心が考慮されているか。

- ・ 手続と結果が十分に公のものとなっているか。
- ・ コミュニティの保護が取り組まれているか。
- ・ コミュニティに対しての何らかの損害回復あるいは謝罪などの精神的行動についての要請があるか。
- ・ 修復過程において、コミュニティの関係者が何らかの形で関与しているか。

⑤将来に向けた取り組みが行われているか。

- ・ この事件を導いた問題性の解決に向けた対応策をたてているか。
- ・ この事件によって引き起こされた問題性の解決に向けた対応策をたてているか。
- ・ 将来の目的に向けた取り組みが行われているか。
- ・ 結果を監視し、確認し、不都合が生じたら修正するために、対応策をたてているか。

これらの判断基準は修復的司法が単なる応報的司法の代替的手段ではなく、被害、責任、将来といった多様な要素を包含する概念であることを示している。

#### 2-4. 応報的司法と修復的司法の比較

近代刑事司法における応報的司法に対して、ノルウェーの犯罪学者であるニルス・クリスティは、国家刑罰権が成立して以来、国家がその犯罪処理を独占してきたことを批判し、紛争は市民の共有財産であり、国家がその独占をすることは市民を法から疎外するこ

とになるとして、犯罪の事後問題の解決を事件の直接の当事者である被害者、加害者、あるいは地域社会の手に取り戻されるべきであると主張している<sup>19</sup>。

応報的司法と修復的司法の考え方は以下のように比較される。とりわけ、犯罪の捉え方、正義の基準、当事者およびコミュニティの位置づけといった点において、両者は大きく異なる特徴を有している<sup>20</sup>。(A=応報的司法モデル、B=修復的司法モデル)

- ① A=犯罪は、国家に対する侵害として定義される。B=犯罪は、他人による個人に対する侵害として定義される。
- ② A=焦点は、非難の確定、有罪、過去に向けられる。B=焦点は、問題解決、責任と義務、将来に向けられる。
- ③ A=敵対的關係と規範的プロセス。B=対話と規範的交渉。
- ④ A=処罰および抑止・予防のために苦痛を賦課する。B=両当事者を回復する手段としての損害回復(目標としての和解・回復)。
- ⑤ A=正義は、意図と手続によって示される(正しい準則)。B=正義は、正しい関係として示される(成果によって判断される)。
- ⑥ A=犯罪が個人間における紛争であるという性質は曖昧にされ、無視される。紛争は個人対国家としてみなされる。B=犯罪は個人間における紛争として認められる。紛争の意義が認められる。
- ⑦ A=一つの社会的損害が別の社会的損害に取って代わる。B=社会的損害の修復に焦点が向けられる。
- ⑧ A=コミュニティは、傍観者であり、国家によって抽象的に代替される。B=コミュニティは、回復的プロセスの促進者である。
- ⑨ A=競争的で、個人主義的な価値の奨励。B=相互依存の奨励。
- ⑩ A=国家から加害者へ措置が命じられ、被害者は無視され、加害者は受動的。B=被害者および加害者の役割が、問題解決において認められる。被害者の権利・ニーズが認められ、加害者には責任の受容が奨励される。
- ⑪ A=加害者の責任は、刑罰を受けることによって充足される。B=加害者の責任は、行為の影響を理解し、損害回復の方法の決定を支援することによって充足される。
- ⑫ A=加害者は、問題解決の責任を負わない。B=加害者は、問題解決の責任を負う。
- ⑬ A=加害者が非難される。B=害悪を生じさせた行為が非難される。

---

<sup>19</sup> ニルス・クリスティ(平松毅・寺澤比奈子訳)(2006)『人が人を裁くとき裁判員のための修復的司法入門』、有信堂、pp. 18-20。

<sup>20</sup> 前掲注 15、pp. 67-69。

- ⑭ A=加害者は、純粹に法的用語で定義され、道徳的、社会的、経済的、政治的次元はかけている。B=犯罪は、道徳的、社会的、経済的、政治的な全体状況において理解される。
- ⑮ A=「債務」は、抽象的に、国家および社会に負う。B=債務・責任は、特定の被害者に負う。
- ⑯ A=反作用は、加害者の過去の行為に向けられる。B=反作用は、加害者の行為の害悪的な結果に向けられる。
- ⑰ A=犯罪という烙印を消すことはできない。B=犯罪という烙印は、回復的な行為によって消すことができる。
- ⑱ A=悔悟や赦しは奨励されない。B=悔悟や赦しの可能性を与える。
- ⑲ A=専門職の代理人に依存する。B=関係者による直接的な関与が行われる。

以上の比較から明らかなように、応報的司法と修復的司法は、犯罪の捉え方や正義の基準において根本的に異なる発想に立っている。修復的司法は、応報的司法において置き去りにされてきた被害者の存在を明確に位置づけ、加害者に対して自己の行為がもたらした害への責任を負わせようとする一方で、応報的司法に見られる犯罪の抑止・予防といった役割はなく、主として問題の解決や害の回復に重きを置くものである。これに対し、応報的司法は、抑止や秩序維持の機能を有する反面、当事者の回復や問題解決という点において必ずしも十分とはいえない。したがって、両者を対立的に捉えるのではなく、それぞれの特性を踏まえたうえで相補的に用いることが望ましいと考えられる。

高橋は、これまで犯罪が規範違反あるいは法益侵害であるとのみ理解されてきたことを批判している。すなわち加害者甲は、被害者乙を殺害したから処罰されるのではなく、乙を殺害することによって「人を殺すな」という規範に違反したから、あるいは「人の生命」という法益を侵害したから処罰されてきた。その結果、乙という具体的な生身の被害者は、刑事法の世界に居場所を見出されなかった。高橋は修復的司法を、国対加害者という図式自体を変えようとするものであるとして「刑事法のパラダイム転換」ともいえる挑戦的な思想と評価している<sup>21</sup>。

## 2-5. 修復的司法をめぐる国際的動向

1997年に行われた国連での修復的司法についての議論の際には、各国で行われる紛争解決としての修復的司法のプログラム促進に焦点があてられたにも関わらず、理念的な定義

---

<sup>21</sup> 高橋則夫(2002)「刑事法における修復的司法の意義」、『刑法雑誌』第41巻第2号、pp. 221-226。

についての言及が避けられていたことから統一的な定義がないことが修復的司法の特徴とされながら、修復的司法を実践が先行して展開している概念であると捉えている<sup>22</sup>。

また、1999年の国連『被害者のための司法のハンドブック』では、修復的司法は「古い概念に新しい用語を与えたもの」と位置づけられている。人類の歴史を通じて、修復的司法的アプローチは、当事者間の紛争解決や地域社会の平和の回復に活用されており、修復的司法は、刑事司法制度における正義の執行方法におけるパラダイムシフトを象徴する概念として、加害者・被害者・地域社会全体を巻き込み、両者の関係を調和させるアプローチの構築を目指すものとされている<sup>23</sup>。

さらにその後、2004年4月にウィーンで開催された「犯罪防止と犯罪者の処遇に関する第10回国連犯罪防止会議」で採択された「犯罪と司法に関するウィーン宣言—21世紀の課題に答えて—」の中でも修復的司法が取り上げられている<sup>24</sup>。

#### 第27項

我々は、仲裁や回復的司法メカニズムなどの犯罪被害者支援に関する国家的、地域的及び国際的行動計画を適宜導入することを決意するとともに、各国が自国の実務を見直し、証人保護政策の採用及び実施に加えて、被害者支援及び被害者の権利の啓蒙活動を更に推し進め、被害者支援基金の創設を考慮する目標年として二〇〇二年を設定する。

#### 第28項

我々は、被害者、犯罪者、共同体その他の全ての関係者の権利、ニーズ及び利益を尊重する政策である、回復的司法政策、手続及び計画の採用を勧奨する。

これを受け、国連犯罪防止刑事司法委員会は第9会期において「刑事に関する計画における修復的司法の利用に関する基本原則」を採択した。この基本原則において、修復的司法は以下のように定義づけられている<sup>25</sup>。

---

<sup>22</sup> 小松原織香(2013)「赦しについての哲学的研究：修復的司法の視点から」『現代生命哲学研究』第1号、pp. 25-45。

<sup>23</sup> UN (1999), Handbook on JUSTICE for VICTIMS, pp. 42-43

<https://digitallibrary.un.org/record/414602?v=pdf> (2025年12月10日参照)

<sup>24</sup> 千田恵介(2000)『犯罪と司法に関するウィーン宣言』の意義と犯罪防止・刑事司法分野における国際社会の取組み』、『法律のひろば』、第53巻第12号、pp. 14-24。同論文では、Restorative Justiceの訳語として「回復的司法」が用いられている。

<sup>25</sup> 筆者が翻訳するにあたっては以下を参考にした。

山口直也(2003)「修復的司法に関する国連基本原則の成立」、『山梨学院大学法学論集』通号49号、pp. 143-174

1. 「修復的司法プログラム」とは、修復的な手続きにより修復的な成果の実現を目的するあらゆるプログラムを意味する。
2. 「修復的な手続」とは、被害者、加害者、ならびに適切な場合には犯罪による影響を受けたその他の個人およびコミュニティの構成員が、一般的には進行役の手助けによって、犯罪によっておこる事象の解決に能動的に参加するあらゆる過程を意味する。
3. 「修復的な成果」とは、修復的な手続の結果として至り得た合意を意味する。修復的な成果には、賠償、弁償および社会奉仕の他、コミュニティの回復を実現するためのあらゆるプログラムに加え、被害者および加害者の社会への再統合の達成を目指すものである。
4. 「当事者」とは、被害者、加害者、および犯罪による影響を受けたその他の個人もしくはコミュニティの構成員で修復的手続に関わり得る者を意味する。
5. 「進行役」とは、公平かつ不偏な方法で、修復的手続に当事者が参加することを促進する役割を担う者を意味する。

コミュニティ、当事者による紛争解決は以前から各地で見られた支流であるが、近代の修復的司法の起源はオーストラリアやニュージーランド、北米における住民による紛争解決手法にあるとされ、特に、被害者と加害者の和解(VOM=Victim Offender Mediation)が広く知られている<sup>26</sup>。

### 3. 被害者—加害者和解プログラム(VORP)の登場

1970年代頃より刑事司法制度は刑罰を科して事態を処理するということに最も焦点が当てられ、被害者を疎外するものであること、また被害者が加害者と直接話す場を奪われたことが指摘されていた。その後1974年、カナダのオンタリオ州エルマイラにて二人の少年が飲酒をし、22件の器物損壊を行うという事件が発生する。本件で判決前調査報告書を担当することになったのは保護観察官であったマーク・ヤンツィである。司法に関する諸問題の議論を行うキリスト教徒のグループに本件を打診し、加害者と被害者を面会させることがコミュニティにとって良い選択になると考え、その旨を述べたところ本集会に参加していたオンタリオ州キッチナーのメノナイト中央委員会ボランティア・サービス・ワーカーの統括責任者であるデイヴ・ワースが賛同し、加害者と被害者を直接対面させて賠償金を支払わせるという提案を行った。それを踏まえ、量刑を言い渡す際に裁判官が少年達に命じたことは被害弁償実行のため被害者に直接面会することであった。その後二人は保護観察官やボランティアに付き添われながら転居した二名を除くすべての被害者の家を訪

---

<sup>26</sup> 平山真理(2007)『『刑事裁判への被害者参加』と『修復的司法』の関係はいかに』、『白鵬法学』、第14巻第1号、pp. 294-318。

ねてまわり、被害弁償の協議がなされ、数か月のうちに弁償金が全て支払われた。この実践的な取り組みが被害者と加害者の和解プログラム(VORP=Victim Offender Reconciliation Program)の元であり、これ以降カナダ及び欧米諸国にて修復的司法が本格的に展開されることとなった。

ゼアはVORPについていくつかの研究を取り上げ、その有効性を論じている。まず、満足度に関する研究として、米国中西部で実施されたプログラムに参加した被害者へのアンケートでは、不満を示した被害者は11%にすぎず、97%の被害者が再び参加する意向を示し、友人にもVORPを勧めたいと回答していた。また、ブリティッシュ・コロンビア州ラングレーにおける研究の際も同様に、多くの被害者が満足を示していた。さらに、ミネソタ州ミネアポリスで発生した侵入盗を対象とした研究では、被害者が加害者との対面・対話を重要なものとしており、それによって被害者の恐怖感や固定観念が弱まることが示されている。この研究では、被害者が事件の一部始終を語り、加害者から答えを得ることの重要性も指摘されている。また、被害者は従来の刑事司法手続に比べ、VORPにおいて、扱われ方に二倍もの公平感を感じたと報告されている。

一方、VORPが加害者に与える影響についての研究では、先述の米国中西部の研究に参加した加害者の全員に加え、ブリティッシュ・コロンビア州ラングレーの加害者の91%が、再び罪を犯すことがあった場合もVORPに参加すると答えており、加害者たちは被害者も同じ人間であると気付くようになったと述べ、態度が大きく改善したケースも報告されている。しかし、VORPが加害者の行動を変えるかについての研究では、再犯率が減少するという研究がいくつかある中で、損害回復についての専門家であるバート・ギャラウェイは再犯性に関し、被害弁償及びVORPの与える影響力は刑罰など他の制裁より大きいのか、同じであるという結論に至っている。

以上の研究、またギャラウェイによる検討からゼアは、VORPがたとえ行動に影響を与えるものでなくとも、被害者と加害者の関係に目を向け、通常では満たされない両者のニーズを多少とも満たしてくれるのであれば重要であるとしており、再犯性への影響等を中心の問題として捉えるべきではないと主張している<sup>27</sup>。

VORPでは被害者と加害者が直接対話を行い、第三者である進行役も同席するが、当事者に結論が委ねられており、法律家や外部の人に決定されるものではない。また被害弁償についての協議や解決策についての話し合いの他、被害者にあたっては実際に加害者に直接自分の疑問を投げかけ事実を知るという機会を得ることができ、加害者は自らの加害行為の意味を自覚し、責任を引き受ける機会を与えられることとなる。通常の刑事司法手続では満たすことのないニーズを修復的な手段により満たすことができる点が最大のメリットといえる。

---

<sup>27</sup> 前掲注4、pp. 166-168。

## 4. 家族集団会議

### 4-1. FGC とは

家族集団会議 (FGC=Family Group Conferences) も修復的司法の理念に基づくアプローチの一つである。ニュージーランドでは、先住民族であるマオリ族の権利とニーズへの対応として1989年、「子ども・青少年およびその家族に関する1989年法」が制定された。それまで採用されていた西洋式の少年司法制度では解決よりも刑罰に重点が置かれ、家族とコミュニティを手続から排除するものであったため、マオリ族の多くから伝統や価値観と反対の制度であるとして批判がなされていた。同法の制定以降、少数の凶悪犯罪を除くほとんどの少年事件はFGCに付託される仕組みが採用された。

FGCは少年司法コーディネーターによって調整・進行され、加害少年、その家族、被害者およびその家族と支援者、警察など、異なる立場や利害関係にある当事者が一堂に会する場となる。とりわけ加害者の家族の参加は不可欠な要素とされており、血縁関係に限らずワナウと呼ばれるマオリの大家族や結婚等で最近家族になった者、家族と深い関係にある者の参加まで認められる。また、家族が崩壊あるいは機能不全に陥っている場合には、遠縁の親族や、支援的役割を果たす者が参加することも可能である。また少年付添人(特別弁護人)も加害者の法的問題の世話をするために参加し、被害者も加害者と同様に、家族や支援者を同伴して会議に参加することができる。

FGCにおいて期待されるのは、単なる被害の回復にとどまらず、事案全体を踏まえた解決案を当事者間の合意によって導き出すことである。FGCで合意された内容は、多くの事案において達成されていると報告されている<sup>28</sup>。

### 4-2. FGC への送致と会議の流れ

罪を犯した少年は、警察段階において、逮捕、ディヴァージョン、青少年援助部送致の三つに分けられる。1989年法は社会の安全を保護する必要がある少年犯罪を例外として、少年犯罪に対してディヴァージョン等の謙抑的な対応を促進することを目的としており、裁判所への出頭確保やさらなる犯罪の阻止、証拠散逸の防止といった必要性がない限り、少年を逮捕してはならないとされている。犯罪が軽罪であり、かつ初犯である場合には、街頭における即時の警告によってディヴァージョンに付されるが、より強い介入の必要があると判断された場合には、事件は青少年援助部に送致される。青少年援助部は少年に被害者への謝罪や社会内労働等の制裁を科すことができ、事案が同部の通常業務を超えると判断された場合には社会福祉局の青少年司法コーディネーターへ送致しなければならない。

警察により逮捕され、裁判に付された少年についても事実認定が行われ、事実が確定した場合にはFGCに付されるが、青少年裁判所は、FGCが開催されない限り処遇の決定を行

---

<sup>28</sup> 同上、pp. 264-267。

うことができず、処遇の決定に際しては、FGCにおいて合意された内容を考慮に入れる必要がある。FGCの一般的な流れは次のようになる。

まず、参加者全員の自己紹介や祈りから始まり、コーディネーターによる手続説明の後、警察の青少年援助官や、交通事件では運輸省の交通担当官が事件の要旨を読み上げ、少年に事実確認を行う。少年が事実を否認しない場合には、被害者が口頭または書面で意見を述べ、その後、少年の処遇に関する一般的議論が行われる。最終的には家族が中心となって処遇計画を提案し、警察や被害者から異論が出た場合には、コーディネーターが議論や交渉の橋渡し役として妥協点を探り、合意が得られた時点で会議は終了する。会議は通常二時間以内に終了し、その約九割が一回の会議で合意に至っている<sup>29</sup>。

FGCは薬物所有や無免許運転といった被害者のいない犯罪の場合、少年の家で開かれることが多い。被害者のいる犯罪では少年と被害者双方の文化的背景に配慮をしたうえで、地域の集会所や学校、協会等が選ばれ、マオリ族の少年の場合はマラエと呼ばれる、少年が属する部族の集会場で開かれる事例もある<sup>30</sup>。

#### 4-3. 処遇の決定

青少年裁判所を経ないFGCの場合、処遇は①実効的制裁、②懲戒的制裁、③福祉的処遇の三つに分類される。実効的制裁には、金銭的制裁、社会内労働、特定の制限、裁判所命令による監督処分を受けることの勧告の四つがある。金銭的制裁には寄付や補償が含まれ、特定の制限としては夜間外出禁止や外出禁止、免許証の剥奪、特定の友人との交際禁止等が挙げられる。また、社会内労働は全体の58%を占める最も一般的な処遇であり、2時間から200時間までの被害者のための労働が課される。

懲戒的制裁のうち最も多いのは被害者への謝罪であり、全体の約7割を占めており、通常は社会内労働と併科される。福祉的処遇には、住居の変更やカウンセリング・プログラムへの参加等が含まれる。

これに対して、裁判所から付託されたFGCにおいては、青少年裁判所の処遇が選択可能となり、移送や監督命令、金銭的制裁、社会内労働等が科される。なお、合意された処遇内容が実施されなかった場合や、少年が再非行を行った場合には、FGCが再開されることがある<sup>31</sup>。

#### 4-4. FGCにおける恥の活用

---

<sup>29</sup> 山田直也(1995)「ニュージーランド少年司法における“家族集団会議(Family Group Conferences)”」、『犯罪社会学研究』、第20巻、pp.139-147。

<sup>30</sup> 伊藤富士江(2004)「少年司法における家族グループ会議—ソーシャルワーク実践からの検討—」、『社会福祉学』、第45巻第1号、pp.67-76。

<sup>31</sup> 前掲注29。

ブレイスウェイトは、修復的司法を「再統合的な恥の付与」と説いたが、ゼアはこれを次のように説明している。応報的司法のアプローチにおいては、犯罪者に対して烙印付けの恥が与えられる。この種の恥は、「あなたの行為は当然悪いが、あなた自身も悪い」というメッセージを発するものであり、社会への再統合は想定されない。その結果、罪を犯した者は永久に犯罪者のレッテルを貼られたと感じ、同様に社会から排除された仲間を探そうとする。

これに対し、再統合的な恥の付与においては、非難の対象はあくまで加害行為そのものであり、加害者そのものが否定されることはない。加害者には復帰の道が示され、悪行の自認や事態を健全化するための行動といった段階を経ることで、再びコミュニティの一員として受け入れられる可能性が開かれる。この種の恥は、悪行を人格形成やコミュニティ再建の機会として積極的に活用する点に特徴がある。

ゼアによれば、FGCはこうした恥の積極的活用が実践される場である。加害者にとって家族の前で被害者と対面し、恥をかくことは強い屈辱を伴う出来事である。しかし同時に、家族は加害者を排除すべき存在としてではなく、家族の一員として扱うため、加害行為に対する失望や憤りを表明しつつも、加害者の価値や才能までを否定することはしない。討議の過程を通じて、加害者は事態を健全化する責任を自覚するとともに、周囲から支援されているという実感を得ることができる。さらに、処遇内容の決定に家族が関与することで、家族自身も事件を他人事としてではなく、自らの問題として受け止め、再発防止に向けた責任を共有するようになるという<sup>32</sup>。

FGCは少年司法の枠組みで発展した制度であるが、ニュージーランドをはじめとする諸国では、成人刑事事件にも導入される事例も増えている。

## 5. 台湾における修復的司法の実践

### 5-1. 台湾の法改正

台湾において、修復的司法は2019年から2020年にかけて修復的司法の法制化がなされ、少年事件処理法(以下、少年法と略す)、刑事訴訟法(以下、刑訴法と略す)、監獄行刑法(以下、監獄法と略す)などに関し法改正が行われている。以下、具体的な法改正の概要を取り上げる<sup>33</sup>。

#### 1. 起訴前の段階—刑訴法第248の2条：

検察官は、起訴前に事件を調停に移送し、また被告人及び被害者の請求に基づき、適切な機関、機構または団体に付託して修復を行うことができる。

---

<sup>32</sup> 前掲注4、pp. 266-267。

<sup>33</sup> 謝如媛(2022)「修復的司法の法制化及び刑事司法との連動—台湾におけるRJの実践—」、『一橋法学』、第21巻第3号、pp. 729-746。

前項の修復的請求は、被害者が行為無能力者、制限行為能力者である場合または死亡した場合、その法定代理人、直系親族または配偶者の請求に基づいて行うことができる。

#### 2. 裁判の段階—刑訴法第 271 の 4 条：

裁判所は、口頭弁論が終わるまでに、事件を調停に移送し、また被告人及び被害者の請求に基づき、かつ検察官、代理人、弁護人、補佐人の意見を聴取した上で、適切な機関、機構または団体に付託して修復を行うことができる。

#### 3. 監獄法など：行政段階及び仮釈放の審査

監獄法第 42 条によると、監獄は、受刑者と被害者の調停及び修復のために、専門家を招き、または機関（機構）、法人、団体に事件を委託することができる。また、「受刑者仮釈放の実施方法」（通達）第 5 条第 6 項第 3 号によって、受刑者自身による犯罪行為に対する実際の賠償や計画、または修復の進行状況が、仮釈放の審査資料として提出される。

#### 4. 少年法—第 29 条（審判不開始）：

少年裁判所は、少年調査官による調査の結果に基づき、事案が軽微であり、審判に付さないのが適切であると認めるときは、審判を開始しない旨の決定をすることができる。その場合、次の処分を付することができる：（略）第 3 項：「第 1 項の決定をする前に、各状況を斟酌し、少年、少年の法定代理人及び被害者の同意を得た上で、修復のための適切な機関、機構、団体または個人に移送するか、少年に次のことを実行するように命令することができる。

- (1) 被害者に謝罪すること。
- (2) 過ちを悔い改めるための手紙を書くこと。
- (3) 被害者に生じた損害を賠償すること。

少年の法定代理人は、上記第 3 号の損害賠償について連帯責任を負うものとし、民事強制執行の名義で責任を負うこととする。」

なお、審判を開始しないような軽微な事件のみならず、保護処分が付する事件（少年法第 42 条第 4 項）または刑事処分に付する事件（第 70 条）にも上述の RJ の規定を準用することが定められている。

台湾において、修復的司法は起訴前の段階から執行段階にわたり広く適用されており、少年事件においても全般的に適用が可能となっていることがわかる。

### 5-2. 法制化以前の諸問題

法制化が行われる前、台湾において修復的司法の議論は1990年代後半より始まり、2010年頃から法務部(日本の法務省に当たる)が8つの地方検察署を中心に試行プログラムを推進、学校教育や広報活動においても修復的司法の理念の普及に努めたことから規模を拡大してきた<sup>34</sup>。その際、裁判所から依頼された一部の事件が民間の団体に付託されることもあったが、①団体の数が限られていること、②修復的司法の導入に適していると思われる更生保護等を目的とした団体は元々の業務量が多く、新たに修復的司法を導入することの困難、③自己資金調達能力が乏しく、資源不足に陥っている等の問題があった<sup>35</sup>。

また、試行の初期段階において、法律実務家間に修復的司法に対する認識不足があり既存の刑事調停との区別がつかず、運用に後ろ向きであったことや、民間団体に付託することへの正当性、修復的司法における協議の法的効果、どのように現行の刑事司法手続・少年手続きとの調和を図るかなど、不明確な点の多さに加えて修復的司法に法的根拠がなかったことが実務家に付託への躊躇を感じさせていたとされる<sup>36</sup>。台湾においては、民間団体の抱える問題と法的根拠のなさが修復的司法の拡大を妨げる問題であった。

### 5-3. 法制化の必要性

修復的司法の法制化については意見が分かれる部分であるが、台湾ではどのように法制化がなされたのか。台湾国立政治大学法学院教授である謝如媛は、ヴァン・ネスの示した課題を取り上げ、台湾の状況と照らし合わせたうえで整理をしている。

まず、ネスによれば、修復的司法の法制化を考慮する際に国が取り組む5つの課題がある。①修復的司法プログラムの利用につき法的、制度的傷害を排除し、または減少させるために立法が必要か。②修復的司法プログラムを活用するための法的誘引の作成のための立法が必要か。③修復的司法のガイダンスや体制を作るために立法が必要か。④修復的司法に参加する被害者と加害者の権利保護のために立法が必要か。⑤指導原則の設定および原則の順守を監視するためのメカニズム設定のために立法が必要か。ネスの提案に、法制化前に抱えていた問題を照らし合わせると、修復的司法プログラムの法制化は少なくとも法的、制度的障害を減少させ、利用の促進とともに被害者・加害者の参加権利の確保が期待でき、修復的司法の法制化が必要な手段であったとしている<sup>37</sup>。

### 5-4. 運用の分類

---

<sup>34</sup> 謝如媛(2012)「加害者による被害回復の諸措置～台湾の動き～」『被害者支援ニュース』第7号、pp.2-3。

<sup>35</sup> 黄蘭嫻・許春金・黄翠紋(2011)「修復式正義理念運用於刑事司法制度之探討」法務部委託研究 成果報告書、p.391。

<https://www.moj.gov.tw/media/3049/414191022164610308.pdf> (2025年1月26日参照)

<sup>36</sup> 前掲注33、p.733。

<sup>37</sup> 同上。

修復的司法プログラムの運用は国により異なるが、謝は台湾での運用をシャイリー・アグリホートリとキャシー・ヴィーチの示した分類にあてはめ検討している。

アグリホートリとヴィーチによれば、修復的司法プログラムは裁判所ベース、準裁判所ベース、コミュニティベースの三つに分けられている。裁判所ベースの場合、修復的司法は有罪答弁後、拘禁に代わる代替手段として提供される。準裁判所ベースは、裁判所ベースとコミュニティベースのハイブリットであり、刑事司法制度内に修復的司法を置くものではないが、刑事司法制度の副次的影響に対処、軽減しようとするものである。台湾では、裁判所は被害者と加害者の修復プログラムへの参加を支援して機関や機構、グループに付託し、適切な場合には合意を量刑手続に統合するという役割を担っている。

以上から謝の分析によれば、台湾において裁判所は修復的司法団体の独立性を尊重し、あくまで協力者としてプロセスの進行には干渉しないことが求められており、準裁判所ベースに近い運用がされている。また謝は、量刑手続との統合について、台湾において刑事和解及び裁判所での調停と異なり修復的司法の合意には法的効果がないため、あえて量刑手続と統合することで法的効果を与えようとしていると考えているが、こうした国家の強制力の介入による合意の実現が、加害者が非を認め、自らその害を回復するという修復的司法の任意性に相反する可能性があるとしている<sup>38</sup>。

#### 5-5. 裁判所が審理中に修復的司法に付託する際の注意事項

法改正の他、2021年には成人の刑事事件について「裁判所が審理中に修復的司法に付託する際の注意事項」が公布された<sup>39</sup>。以下重要と思われるものを取り上げる。

2条 裁判所が本法に基づく修復的司法の付託を行う際には、修復的司法の目的及び意義を十分に理解し、以下の時効に注意しなければならない：

- (一) 中立を保ち、どちらの当事者にも公平に接すること。
- (二) 両方の当事者の自発的な意思決定を尊重すること。
- (三) 指導や勧誘のような口調を避け、いかなる当事者の行動についても批判しないこと。

---

<sup>38</sup> 同上、pp. 734-735。

<sup>39</sup> 司法院、院台廳刑一字第 1100021752 號「法院辦理審判中轉介修復式司法應行注意事項」(通達) 2021 年 07 月 29 日公布。

<https://www.bing.com/ck/a?!&p=60c497c15283ddc3741979e44b126b08a4908984bae9a482d4331b0199abf22eJmltdHM9MTczODAyMjQwMA&ptn=3&ver=2&hsh=4&fcid=165e14f6-cdbe-65fb-1866-0592cc70640f&psq=%e3%80%8c%e6%b3%95%e9%99%a2%e8%be%a6%e7%90%86%e5%af%a9%e5%88%a4%e4%b8%ad%e8%bd%89%e4%bb%8b%e4%bf%ae%e5%be%a9%e5%bc%8f%e5%8f%b8%e6%b3%95%e6%87%89%e8%a1%8c%e6%b3%a8%e6%84%8f%e4%ba%8b%e9%a0%85%e3%80%8d&u=a1aHR0cHM6Ly93d3cuanVkaWNPYWwuZ292LnR3L3R3L2RsLTEzMTE0MzZlODFkNjgwZDI0YTgxODc5NTI1MzZlMzgwNS50dG1s&ntb=1> (2025 年 1 月 26 日参照)

(四) 参加者のプライバシーを保護すること。

4 条 裁判所が修復的司法の付託を決定する前に、自ら又は適切な者に委託し当事者に以下の事項を通知しなければならない：

- (一) 修復的司法の意義及び目的。
- (二) 修復的司法の手続き(以下修復手続き)
- (三) いずれの当事者も理由を要せずいつでも修復手続きから撤退できる。撤退した場合、事件は裁判所により引き続き審理される。
- (四) 修復手続きに参加し、修復合意を達成することが刑の軽減の参考にされるかの最終的な判断は裁判所にある。
- (五) 修復手続きから途中で撤退し、修復合意が達成できない場合、それが量刑を重くする参考とされてはならない。

前項の通知は、必要に応じて文字や音声、映像等のメディアを付加することができる。

裁判所に求められるのは、中立的な立場での関与であり、また加害者と被害者の両者を公平に扱うことである。これにより、双方の信頼を損なうことなく、修復的な対話と合意の形成を促進する基盤が築かれると考えられる。また、第4条では当事者が修復的司法に参加する際に必要な情報を得る権利が保障されており、医療現場で見られるようなインフォームドコンセントの精神に通ずるものがある。修復手続きの参加にあたり、当事者双方がその意義や目的を十分に理解し、自らの意思で参加を決定することが求められるが、同時に手続きから撤退する権利を認め、また合意に至らなかったことで不利に扱われるものではないと明示されている点でも任意性の確保が強調されている。

## 6. 日本における修復的司法の実践

### 6-1. 少年対話会

日本では、2003年12月9日に策定された青少年育成大綱において、修復的司法を取り入れて非行少年に対する処遇全般の充実・多様化を目的とする動きが見られた。具体的には、個々の事案に応じ、加害者の処遇の過程等において、謝罪を含め被害者との関係改善に向けた加害者の取組を支援するほか、修復的司法活動の我が国への応用可能性について検討するものとされている<sup>40</sup>。それを踏まえ、2005年から2006年の一年間にわたり少年事件における修復的司法の取り組みとして警察庁によるモデル・パイロット事業(少年対話

---

<sup>40</sup> 青少年育成推進本部「青少年育成施策大綱」、p. 22。

<https://www.nta.go.jp/about/council/sake/040402/pdf/01.pdf> (2025年1月26日参照)

会)が実施されることとなった。後に警察庁生活安全局少年課付の植木百合子により事業報告書の内容が取りまとめられているため、それに基づいて概要を確認する<sup>41</sup>。

#### 6-1-1. 少年対話会の概要

少年対話会は、少年サポートセンターの少年補導職員等、警察職員が司会者となり、非行少年、保護者、被害者等に対話の機会を提供する修復的カンファレンスである。非行少年の再非行防止、被害者の立ち直り及び地域社会における市民社会の安全と平穩の確保を目的としており、モデル事業は2005年8月22日から同年12月9日、パイロット事業は2006年10月2日から同年12月28日まで、全国47都道府県警察において一斉実施された。対象とする事件は保護処分や刑事処分を要しない事案であり、被害者に対する二次被害を引き起こすおそれがあると認められる事件、少年が非行事実を否認している事件、現に少年が身柄を拘束されている事件や他機関に係属している事件は対象としていない。性的な動機に基づく事件、告訴・告発に係る事件及び共犯事件は実施の是非を慎重に検討すべきとされている。また実施には当事者の同意を要し、事件送致前に実施する指導や訓戒、被害者に対する支援の一環として位置づけられている。

実施期間内に取り扱った対象事案は4099件(モデル事業1855件、パイロット事業2244件)であり、事前アンケート調査の結果と関係者への意思確認を踏まえて最終的には56件(モデル事業25件、パイロット事業31件)の少年対話会が実施された。実施56事例の非行少年の男女比は、男子71.4%、女子28.6%である。主たる非行内容は万引きが67.9%を占め、次いで建造物侵入が10.7%、自転車盗7.1%、軽犯罪法3.6%、オートバイ盗1.8%、強要1.8%、占有離脱物横領1.8%、器物損壊1.8%、傷害1.8%、学校荒らし1.8%である。

#### 6-1-2. 少年対話会の実施

少年対話会を実施する際には、警察署及び少年サポートセンターでの事前準備が必要である。対象事件が発生した場合、警察署では非行少年及び保護者に対し、少年対話会の趣旨の説明及び参加の意向の確認を行う。関係者全員が少年対話会の趣旨等を理解し、参加の意向を示した場合は後日少年サポートセンターから連絡が入る旨を伝え、承諾書を作成の上で少年サポートセンター担当者への引継ぎを行う。事件概要の連絡及び承諾書の引継ぎを受けた少年サポートセンター担当者は記録簿を作成し、個別面接により関係者の少年対話会への参加意思及び支援者の有無を確認する。関係者全員が参加を希望し、支援者参加の要望がある場合はそれも了承した時、関係者全員の同意書を作成して少年対話会の実施が可能となる。

---

<sup>41</sup> 植木百合子(2008)「修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業報告書の概要について」、『捜査研究』、第57巻第12号、pp. 19-33。

少年対話会では警察職員が司会者を務め、参加者に中立的態度で非行少年、保護者、被害者等に適宜話をさせ、最後に非行少年の決意表明を促すという形で行われる。参加者が他者に対する一方的な非難・攻撃を始めたり、録音やメモをとるといった行動が見られた場合には少年対話会を一時中断し、適切な措置を講じることとなる。

実施に当たっては任意性の確保、秘密の保持、速やかな送致といった留意事項がある。まず、少年対話会は参加者の任意の意思に基づくものでなければならない。捜査とは別個の手続であることや、少年対話会への参加の有無・内容は警察の処遇意見に影響を及ぼさないことなどを十分に説明し、参加者の任意性の確保に十分注意する必要がある。また、少年審判が非公開であることも踏まえ、秘密の保持の重要性についても説明の必要がある。さらに少年対話会を実施したことによって送致が遅れることがあってはならず、速やかに送致する必要がある。

### 6-1-3. 非行少年へのアンケート調査

少年対話会に関し、対象事案の非行少年、保護者、被害者それぞれに事前アンケート調査と参加者アンケート調査が実施されている。事前アンケート調査では1848人の少年が回答し、対象事案に対するアンケート回収率は37.1%であった。

少年対話会への参加意向について「ぜひ出席したい(3.5%)」と「できれば出席したい(11.7%)」を合わせた参加希望群は15.3%であった一方、「あまり出席したくない(41.9%)」と「全く出席したくない(23.7%)」を合わせた参加不希望群は66.6%であった。出席を希望した理由では「謝りたい(74.5%)」「けじめをつけたい(54.3%)」が多く、続いて「自分でできることを考えたい(25.2%)」「立ち直りのきっかけにしたい(24.8%)」の順となっている。出席を希望しない理由では「何を伝えていいのかわからないから(45.8%)」「その場で責められそうだから(34.3%)」が多く、続いて「なんとなく(21.3%)」「出席しても罪は軽くなるから(17.9%)」「親と一緒にだから(13.1%)」であった。

参加者アンケート調査では47人の少年が回答し、対象事案に対するアンケート回収率は83.9%であった。自分が犯したことについて、正直に話せたかどうかという質問には「全く正直に話せた(51.1%)」「かなり正直に話せた(40.4%)」と、合わせて9割以上の少年が正直に話せたと評価している。被害者の話を聞いた時の気持ちについて、「強く感じた」と回答した割合の高い項目は「迷惑をかけてしまった(89.4%)」「自分のやったことの責任を感じた(83.0%)」「被害者に謝りたい(78.7%)」「自分の行為が恥ずかしい(72.3%)」「自分が考えていた以上の被害の大きさである(66.0%)」であった。

被害者への謝罪の自己評価では、「非常にきちんと謝罪できた(25.5%)」「かなりきちんと謝罪できた(46.8%)」と、合わせて7割以上の少年が被害者に謝罪できたと評価している。被害者が謝罪を受け止めてくれたかどうかについては「非常に真剣に受け止めてくれた(48.9%)」「かなり真剣に受け止めてくれた(46.8%)」と、合わせて9割以上の少年が、被害者が自分の謝罪を真剣に受け止めてくれたと評価している。

最終的な決意事項(「今回のようなことは二度としない」「高校進学に向けて頑張る」「仕事を見つけて働くことにより立ち直りたい」等)の内容に自分の意見がどの程度取り入れられたかについては、「十分に取り入れられた(53.2%)」「かなり取り入れられた(31.9%)」と、合わせて8割以上の少年が自分の意見を取り入れられたと評価しており、その決意事項の実現困難度について、「非常に難しい(27.7%)」「少し難しい(40.4%)」と、合わせて6割以上の少年が自分の決意事項を実行することが難しいと評価している。

少年対話会に対する満足度については「非常に満足(53.2%)」「やや満足(29.8%)」と、合わせて8割以上の少年が少年対話会に満足していると評価している一方、「なんともいえない(17.0%)」と回答している少年もいた。

#### 6-1-4. 被害者へのアンケート調査

事前アンケート調査では1135人の被害者が回答し、対象事案に対するアンケート回収率は27.2%であった。加害者である非行少年に対する気持ちについて、「強く感じる」と回答があった割合が最も高かったものは「反省してもらいたい(77.6%)」であり、次いで「立ち直ってほしい(62.0%)」であった。加害者である非行少年が今後どのようにすることを望むかについては、「立ち直って、二度と同じ犯罪を起こさないでほしい(74.7%)」「真面目な生活をしてほしい(52.2%)」の順に多かった。

少年対話会への参加意向について「ぜひ出席したい(3.3%)」と「できれば出席したい(13.9%)」を合わせた参加希望群は17.3%であった一方、「あまり出席したくない(37.4%)」と「全く出席したくない(30.0%)」を合わせた参加不希望群は67.4%であった。出席を希望した理由では「犯罪や反省の気持ちを聞きたい(45.9%)」「犯罪の理由を聞きたい(43.4%)」が多く、続いて「自分の気持ちを伝えたい(38.3%)」「事件のことを直接聞くことができる(17.3%)」の順となっている。出席を希望しない理由では「仕事が忙しいから(51.6%)」が最も多く、続いて「会っても意味がないから(27.3%)」「面倒だから(24.2%)」「早く忘れたいから(12.2%)」「会うのが怖いから(6.9%)」「いわゆる『お礼参り』にあうかもしれないから(6.9%)」「心身が不調だから(0.9%)」「家が遠いから(2.9%)」であった。

参加者アンケート調査では45人の被害者が回答し、対象事案に対するアンケート回収率は80.9%であった。加害少年が自分の犯したことのいきさつを正直に話したかどうかという質問には「全く正直に話したと思う(37.8%)」「かなり正直に話したと思う(57.8%)」を合わせると9割以上の被害者が、少年が正直に話したと評価している。

自分の受けた被害や、被害者としての気持ちをうまく話せたかどうかについては、「かなりうまく話せた(46.7%)」「あまりうまく話せなかった(42.2%)」「非常にうまく話せた(11.1%)」の順であり、「全くうまく話せなかった」と回答した被害者はいなかった。加害少年が被害者の受けた被害や被害者の気持ちを真剣に受け止めたかについて、「非常に真剣に受け止めたと思う(33.3%)」「かなり真剣に受け止めたと思う(62.2%)」を合わせる

と、ほとんどの被害者は加害少年が真剣に受け止めたと評価している。さらに加害少年の保護者が被害者の受けた被害や被害者の気持ちを真剣に受け止めたかについて、「非常に真剣に受け止めたと思う(55.6%)」「かなり真剣に受け止めたと思う(40.0%)」を合わせると、ほとんどの被害者は加害少年の保護者が真剣に受け止めたと評価している。

最終的な決意事項の内容に被害者の意見がどの程度取り入れられたかについては、「かなり取り入れられた(53.3%)」「十分に取り入れられた(42.2%)」と、ほとんどの被害者が意見を取り入れられたと感じている。しかし、その実現困難度については「なんともいえない(40.0%)」との回答した被害者が最も多く、次に「少し難しい(20.0%)」という評価が多くなっている。

少年対話会に対する満足度については「非常に満足(46.7%)」「やや満足(24.4%)」と、合わせて7割以上の被害者が少年対話会に満足していると評価しているが、やや不満(6.7%)「なんともいえない(20.0%)」と評価している被害者もいた。

#### 6-1-5. 少年対話会の課題

少年対話会の対象は軽微な事件に限定され、性的な動機に基づく事件や共犯事件は実施の是非を慎重に検討するとされていた。実際に、これらの事案が取り扱われることはなかった。しかし、少年事件には共犯率が高いという特徴がある。2024年度の犯罪の共犯率をみると、20歳以上の者同士の共犯率は12.5%であったのに対し、少年同士の共犯率は22.9%であり、他年度においても少年同士の共犯率は20歳以上の者同士の共犯率をおおむね10%ほど上回る結果になっている<sup>42</sup>。また、少年対話会で扱われなかった重大な事案こそ、被害者が加害者との対話を求めていると考えられる。実際、後述する被害者・加害者対話を扱っていたNPO法人「対話の会」に申し込みが行われた事案には、少年対話会で扱われた窃盗に加え、殺人、殺人未遂、傷害致死、放火といった重大事案の申し込みも多く、強姦性交等罪や強制わいせつといった性的な動機に基づく事件も取り扱われていた。これらの事案が慎重な判断を要することは確かであるが、少年対話会は当事者全員の同意を絶対的条件として実施されていたことから、重大事案についても取り扱うことは本来可能であったと考えられる。

また、最終的な決定事項について、被害者の中には謝罪や被害弁償の確約といった解決志向型を求めている者もいるが、少年対話会で決められる決定事項は法的拘束力を持たず、対話志向型として実施されていたというニーズの違いが被害者の満足度に影響を与えたのではないかという指摘もある<sup>43</sup>。参加者それぞれが求めているものは様々であり、ま

---

<sup>42</sup> 警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状況」

[pdf\\_r6\\_syonenhikou\\_jyokyo.pdf](#) (2025年11月18日参照)

<sup>43</sup> 菊池弥生(2014)「日本の少年犯罪者に対する修復的司法に関する考察—少年対話会と弁護士型・NPO型を題材に一」、『同志社政策科学研究』、第16巻第1号、pp. 105-117。

た、参加者全員にとって最良の選択肢も事案によって異なる。より広くのニーズを満たし、最良の選択肢を選べるような運営が求められたのではないか。

さらに、被害者の参加者アンケートの際、自分が受けた被害や被害者の気持ちを「あまりうまく話せなかった」と評価する被害者が約4割を占めている点も注目すべきである。ほとんどの被害者は加害少年が被害者の受けた被害や気持ちを真剣に受け止めていると感じており、最終的な決定事項にも意見が取り入れられたと評価しているのにもかかわらず、少年に比べ少年対話会に対する満足度が低い理由としては事前の期待と実際の経験の間にギャップが生じたからであると考えられる。実際、被害者の事前アンケートで、少年対話会に出席したい理由を、約4割の被害者が「自分の気持ちを伝えたい」と答えていることから、少年に伝えたいと考えていたことを少年対話会で十分に伝えることができなかったという経験をした被害者も存在すると考えられる。被害者が心情を整理するある程度の時間が事前に確保されることも、必要な条件であるだろう。

いくつかの課題があり、実施事例も多くはないものの、修復的司法の需要が被害者・加害者双方から存在することや、参加者の多くが満足度を感じていることから、日本で修復的司法の取り組みを行うことは不可能ではないと考えられる。

## 6-2. 心情等聴取・伝達制度<sup>44</sup>

現在行われている修復的司法に類似する制度としては、平成19年12月1日から犯罪被害者等施策の一つとして開始された、心情等聴取・伝達制度が挙げられる。これは更生保護法に基づき、保護観察所が犯罪被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察中の被害者に伝達するという制度である。被害者は、被害者等通知制度を利用していれば、地方更生保護委員会からは仮釈放等に関わる事項、保護観察所からは保護観察中の処遇に関する事項が通知され、情報を得ることができるようになっている。

心情等聴取・伝達制度を利用できる期間は加害者が保護観察を受けている期間中であり、本制度の利用は直接被害を受けた被害者本人のみならず、その法定代理人、被害者が死亡又はその心身に重大な故障がある場合のその配偶者や直系の親族、兄弟姉妹にまで認められている。

---

<sup>44</sup> 法務省保護局 パンフレット「更生保護における犯罪被害者の方々のための制度」  
[001407496.pdf](#) (2025年9月12日参照)

法務省矯正局 リーフレット「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/common/doc/overview/Leaflet.pdf>  
(2025年1月26日参照)

法務省矯正局成人矯正課、同少年矯正課「特集矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用開始について」  
[news\\_168.pdf](#) (2025年12月26日参照)

本制度を利用するためにはまず加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者の住む地域にある保護観察所に申出書を提出する必要があり、受理された場合心情等の聴取が実施される。聴取は保護観察所にて被害者担当の保護観察官により対面で行われる。他、被害者が住む地域の保護観察所に来庁し、オンラインにより加害者の保護観察を実施している保護観察所の専任の担当者に対して心情等を話すことも相談により可能とされている。その後被害者が心情の伝達を希望した場合、伝達は加害者の保護観察を担当する保護観察官が聴取の際作成した書面を加害者の前で朗読する方法で行われ、被害者には伝達した年月日や内容の他、希望があれば伝達の際、加害者が述べたことを合わせて知らせることとなっている。例外的ではあるが、心情等の伝達により加害者の精神の状況を不安定にさせること、逆恨みを生じさせること、その他更生を著しく妨げる恐れがある場合心情等の全部又はその一部を伝達しない決定がなされることもある。

施行翌年の平成 20 年は伝達数が 61 件であったのに対し平成 30 年には 185 件まで約 3 倍近くまで伸び、保護観察開始事件数は平成 20 年に 50717 件から右肩下がりに平成 30 年では 32538 件まで減少しているため利用の割合は増加している<sup>45</sup>。令和 5 年では保護観察開始事件数 12828 件に対し、伝達数は 154 件となっている<sup>46</sup>。

また、令和 4 年 6 月には刑法等一部改正法が成立・公布され、それに伴い令和 5 年 12 月 1 日からは矯正施設における被害者等の心情等聴取・伝達制度が開始された。この制度の目的は、受刑者の矯正処遇等において、被害者や遺族の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情への配慮等を一層充実させるとともに、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、改善更生を効果的に図るものであり、加害者が刑事施設又は少年院に収容されている間に利用が可能である。

矯正処遇への反映としては、処遇要領等における個別の目標として被害者等の心情等の理解や被害弁償等に関する内容を設定し、在所・在院期間中継続的な個別面接やグループ指導等にて被害の実情を直視させたうえで反省や悔悟の情を深めさせるよう指導を行うとともに、社会復帰支援を行う際にも被害者等の心情を考慮することが具体例として挙げられる<sup>47</sup>。なお、少年院において伝達が行われる場合、被害弁償等在院者のみでの判断・対応が難しい場合に保護者等への協力を得ること等を目的として被害者等の承諾を得たうえで可能な限り在院者の保護者等の同席が求められる。

---

<sup>45</sup> 法務省「第 1 回更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」配布資料 3 [001296228.pdf](https://www.moj.go.jp/press/001296228.pdf) (2025 年 12 月 26 日参照)

<sup>46</sup> 法務省「令和 6 年版犯罪白書」第 2 編/第 5 章/第 3 節/1 [https://hakusyoi.moj.go.jp/jp/71/nfm/n71\\_2\\_6\\_2\\_1\\_5.html](https://hakusyoi.moj.go.jp/jp/71/nfm/n71_2_6_2_1_5.html)

<sup>47</sup> 警察庁「令和 6 年版犯罪被害者白書」  
[https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/2024/zenbun/part2\\_chapter3/s2\\_3\\_lt05.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/2024/zenbun/part2_chapter3/s2_3_lt05.html) (2025 年 1 月 26 日参照)

制度開始から令和6年11月30日までの約一年間の利用状況は、受理が136件、そのうち伝達が行われたのは113件であった。事件類型は生命・身体犯が35件、交通事故犯が31件、財産犯が34件、性犯罪が17件、その他が19件となっている<sup>48</sup>。

保護観察中、または刑の執行段階における心情等聴取・伝達制度のどちらも利用数が多いわけではないが、数少ない加害者と被害者が間接的に対話を行うことも可能とする正式な手段であり、利用数や、被害者・社会一般への制度の周知不足といった課題は存在するものの、現在では開始されたばかりともいえるため、今後その認知度は向上すると考えられる。こうした制度の積み重ねは、被害者と加害者の対話という修復的司法の代表的な手法が、今後社会に受け入れられていくための糸口としても期待できる。

### 6-3. 被害者参加制度

公判の段階において、被害者は平成20年12月1日から施行された被害者参加制度を利用して一定程度関与することが認められている。利用が可能になる対象の罪名は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪(殺人、傷害、強盗致死傷、危険運転致死傷等)、不同意性交等、不同意わいせつ等の性犯罪、逮捕及び監禁の罪、これらの犯罪行為を含む他の罪、交通事故に関する罪(過失運転致死傷等)およびこれらの未遂罪といった重大な犯罪である。利用は被害者本人の他未成年被害者の両親といった法定代理人、被害者遺族の他、被害者の心身に重大な故障がある場合は被害者の配偶者、直系親族及び兄弟姉妹に認められる<sup>49</sup>。利用の際は被害者や被害者遺族から事件担当の検察官に対し刑事裁判への参加の申し出を行い、検察官が被害者や被害者遺族が刑事裁判に参加することに対する意見を付して裁判所に通知し、裁判所は被告人や弁護人の意見を踏まえて犯罪の性質や被告人との関係、その他の事情を考慮して刑事裁判への参加の可否を判断し、裁判所が許可した場合に被害者参加人として刑事裁判への参加が認められる。

被害者参加制度において、被害者は検察官の活動に対して意見を述べることや説明を求めることができる他、証人尋問を行うことができる。また被告人に対して意見を述べるために必要な質問をすることが可能である<sup>50</sup>。

しかし、被害者に一定程度の自由な関与が認められている一方で、問題点も残る制度である。まず、利用の対象となる罪名が重大なものに限られており、重大ではない事案への被害者の参加は認められていないという点である。また、被告人への質問が可能のため被

---

<sup>48</sup> 法務省矯正局「矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況等」  
<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/common/doc/overview/unyoujoukyou.pdf> (2025年1月26日参照)

<sup>49</sup> 法務省「被害者等支援制度の対象罪名一覧」  
[https://www.moj.go.jp/keijil/keiji\\_keijill-12.html](https://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijill-12.html) (2025年12月18日参照)

<sup>50</sup> 政府広報オンライン「被害者参加制度 裁判に参加する被害者をサポート」  
<https://www.gov-online.go.jp/article/201312/entry-9323.html> (2025年12月8日参照)

害者と加害者の対話が可能であり、一見修復的司法的な制度にも思えるが、刑事裁判という場は被害者と加害者が対等に対話できる場とは考え難い。裁判の場は最終的に判決出す場であるため、そこで発せられた内容が証拠となり得ることからも、被告人も話したい事を自由に話すことが制約される可能性を持つ。さらに、被害者の処罰感情に触れることで裁判官や裁判員の量刑への判断に強く影響を与える可能性も考えられる。これに伴い、法廷が私的な復讐とならないかという懸念や、被告人の防御権が十分に保証されない可能性、さらに量刑判断に影響を与える可能性といった点も挙げられる。

刑事裁判では犯罪事実の存在が立証されるまで、被疑者被告人は無罪として扱われなければならない無罪推定の原則が働くため、そのもとでは被害者も当該事件の被告人との間で正式に「被害者」としての地位は確定されておらず、「被害者として推定される者」として扱われる。この状況で証人尋問や被告人質問、意見陳述等の訴訟追行行為を行うことを認めることは、被害者参加人をいかに位置づけるかという問題にとどまらず、無罪推定の原則と抵触するのではないかとする懸念もあり、被害者の意見を刑事裁判に反映させる場として適切に運営されるためには訴訟手続を事実認定手続と量刑手続に明確に分け、量刑手続のみに被害者の参加を認める必要があるとの指摘もある<sup>51</sup>。

また、被害者参加制度において、違憲違法とみなされる可能性のある事例も指摘されている。例えば、京都アニメーション放火殺人事件の裁判において、娘を亡くした母親の意見陳述の際、娘が幼いころによく歌い、遺体と対面した際にも歌ったという子守歌を声を震わせながら口にしたという<sup>52</sup>。このような行為は被害に関する心情や、事件に関する意見といった陳述の程度を超えた過度なパフォーマンスであるという批判もなされている<sup>53</sup>。

さらに、判決を決めるために重要であると認められない事項について話すことは制約される場合もあり、被害者と加害者が適切に対話する場所としては不十分であることから、被害者参加制度をそのまま修復的司法の場として認めることはできないと考える。

#### 6-4. NPO 法人対話の会

修復的司法の理念に基づき活動している NPO 法人としては、千葉県の「NPO 法人対話の会」がある。2001 年 6 月に前身である「被害者加害者対話の会運営センター」が設立され、少年事件における被害者加害者対話のみを対象として活動を始めたが、その後成人刑

---

<sup>51</sup> 前掲注 26。

<sup>52</sup> 産経新聞『「お母さんの宝物」法廷に響いた遺族の子守歌』  
<https://www.sankei.com/article/20231201-CP46HNNCZFPPPKRHJHDMKALBMM/> (2025 年 12 月 8 日参照)

<sup>53</sup> 弁護士法人金岡法律事務所「これは最早、裁判ではない」  
<https://www.kanaoka-law.com/archives/1509> (2025 年 12 月 8 日参照)

事事件やいじめ、ハラスメントを含む対立問題にまで対象を広げている<sup>54</sup>。同法人は2025年6月に解散しており、現在の活動はないが、日本における修復的司法の先駆的な実践として重要である。

2001年6月から2021年11月末までの20年間において、申込件数は91件、その中で実際に対話の会が実施されたのは32件であった。申込が行われた事案の内訳としては、殺人が3件、殺人未遂が1件、強盗殺人が1件、傷害致死が5件、傷害が35件、強盗致傷が2件、強盗が1件、危険運転致死が1件、過失運転致死が2件、自動車運転過失傷害が1件、恐喝が7件、窃盗が11件、器物損壊が3件、放火が3件、強制性交等罪が1件、強制わいせつが3件、いじめが5件、親族関係が3件、パワハラが1件、その他が2件となっている<sup>55</sup>。

#### 6-4-1. 対話の会

対話の会は犯罪被害者と加害者及びその家族や支援者等が話し合い、対話を通じて被害者が加害者からの謝罪や償いを受けて被害を回復し、また加害者が被害者に対する責任の自覚を深めて更生し、それぞれが地域社会に再統合されるとともに、地域社会の安全が図られるようにすることを目的として実施される。

被害者と加害者、その家族や支援者の内の誰からでも書面やメール、電話等の方法で申込むことができ、軽微な事件から重大なものまで犯罪の種類に限定はなく、被害者が個人でなく法人等の団体の場合も申込みは可能である。しかし、加害者が犯罪の事実を大筋認めていることが要件とされており、犯罪事実が無いことを主張している等、事件関係に重大な争いのある事案の申込みは不可とされている。また、損害の賠償可能性も問われない。これについて、弁償不可能な損害のある事件でも、謝罪や対話のプロセスに重要な意義があり、その意義を両当事者が理解する場合には、対話を行う意義があるからとされている<sup>56</sup>。

#### 6-4-2. 対話の会の実施

当事者の他、進行役の2名が運営委員会により選任され、様々な準備を経たうえで対話の会は以下の四段階に分かれ、実施される<sup>57</sup>。

第1段階：各参加者が犯罪での体験・影響を語る時間

---

<sup>54</sup> 山田由紀子(2023)『対話の会 20年の修復的司法実践 被害者加害者対話から』、成文堂、p. 13。

<sup>55</sup> 同上、p. 162。

<sup>56</sup> 同上、p. 15。

<sup>57</sup> 同上、pp. 17-18。

被害者は、被害にあってどのように感じたか、被害の実情、被害の影響などを話し、加害者は、自分がなぜその犯罪をおかしてしまったか、今そのことをどう思っているかなどを話す。他の参加者も、事件を通じて自分がどのような体験をしたか、今それをどのように感じているかなどを話す。

#### 第2段階：質問と答えの時間

参加者各自が他の参加者に聞きたいこと、疑問に思うことを質問し、質問された参加者がこれに答える。質問が批判的になることはやむを得ないが、進行役は、この質問があまりに攻撃的であったり誹謗中傷にわたったりしないように配慮する。

#### 第3段階：被害者の被害回復と加害者の更生のために何ができるか話し合う時間

被害の回復については、金銭的な賠償やその金額の多寡のみに拘泥することなく、参加者の創造的な発案によって、加害者に実行可能で柔軟な償いをする方法が考えだされることが望ましい。たとえば、被害金額を加害者が働いて得る収入から月々分割して支払う、加害者が被害者の望む行動や活動をするなどである。

#### 第4段階：話し合いの結果を合意文書にまとめる時間

話し合いが合意に達した場合、参加者が望めば、進行役はその合意を文書にまとめ、それを読み上げて参加者に確認する。参加者の確認が得られ、全員の賛同を得られた場合には、これを合意文書として各参加者の署名をもらい、各自にそのコピーを渡す。ただし、合意文書の作成は「対話の会」の目的ではないから、参加者の意向によって作成しない場合があっても良い。

第1段階において、参加者は「私」を主語にした「私メッセージ」として自分の体験や、受けた影響を具体的に話すことが求められる。このルールが無ければ被害者が「あなたは私にこんなことをした」という「あなたメッセージ」の形で語ることになり、加害者は非難されていると感じて被害者の実情を受け止めることが難しくなると考えられている。被害者の「私メッセージ」の具体例としては、「私は、ある日、道を歩いていたら、急に後ろからバックを引っ張られて転倒してしまいました。」「私は、怪我をして救急車で運ばれ、1か月の入院をしました。」というように被害の実情を述べる例が挙げられており、「あなたメッセージ」に対し「私メッセージ」の場合は事実としての被害の実情を素直に受け止めやすくなるため、重要なルールであるとされている。

### 6-5. 被害者視点を取り入れた教育

少年院では神戸連続児童殺傷事件をきっかけとした矯正局長依頼通達「少年院の運営について」の発出により1997年から、刑務所では刑務官の受刑者に対する特別公務員暴行陵虐致死・同致傷事件を内容とする名古屋刑務所事件を契機として監獄法を全面改正した「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」が制定されたことにより、2006年から被害者視点を取り入れた教育が始まった。これらは修復的司法そのものの実践ではない。しかし

対話の会では、被害者加害者対話の実践を通じて、被害者に謝罪や償いをしたくとも実行の仕方がわからない加害者や、加害者が矯正施設で反省をし、更生して社会に戻ってくるのか不信に思っている被害者の存在を認識し、加害者の立ち直りへの寄与とともに被害者にも間接的に寄与するという意味で、被害者視点教育を修復的司法に近い位置にある教育と位置付けている。また、対話の会では、2007年から千葉県八街少年院にて被害者視点教育をグループワーク形式で行ってきた<sup>58</sup>。

#### 6-5-1. 被害者視点グループワークの概要

このプログラムの対象者は、少年院側で被害者視点教育を特に必要と判断する少年に声をかけ、参加に同意した少年である。1グループ5名程度を1ないし2グループ編成し、月に1回2時間、7か月にわたって行いそれをもって1クールとする。この他、少年院側では対話の会が担う第1回の前にオリエンテーション、第7回の後に総括の授業を行っている。スタッフは研修を受けた対話の会の市民ボランティアである。専門性は問われず、職種も様々であり、カウンセラーの資格を持つ者から大学院生、保護司、弁護士などが一般市民として参加をしている<sup>59</sup>。

#### 6-5-2. グループワークの内容

新たにグループが編成され、授業が始まる前に少年院からは各少年の犯した非行の種類（暴力犯か特殊詐欺などの経済犯か等）や少年の家庭環境、矯正が必要な問題点が伝えられる。これらの情報をもとにプログラムを作成していくが、1クール7回の授業の内容で規定のものがない点は大きな特徴である。グループの特性に応じ、具体的なプログラムの内容を変更するとともに、各回の授業終了後に担当法務教官と総括ミーティングを開き、その日の成果をもとに次の回の内容を検討して柔軟に対応できるようになっている。

授業は3つの段階に分けられている。まず、最初の30分ではテーマを決めたグループディスカッションを行う。テーマは毎回の授業の結果から少年たちのニーズや問題点を見つけ、次回のテーマを決めている。テーマの例としては次のようなものがある。

- ・自由と責任
- ・仲間と自分
- ・自分は今までどんな価値を大切に生きてきたか。  
その価値観はどう作られたのか。そして自分のためになっているのか。
- ・お金についての視野を広げる。
- ・人を信頼するとはどういうことか。

---

<sup>58</sup> 同上、p. 111。

<sup>59</sup> 同上、p. 113。

～太宰治の『走れメロス』と芥川龍之介の『蜘蛛の糸』を読んで～

- ・暴力について、一般社会内と不良グループ内では「常識」に違いがあるのか。あるとすれば、それは「認めてよい違い」なのか。
- ・将来、どんな大人・どんな社会人になりたいか。
- ・もしもあなたが、犯罪によってあなたの一番大切にしていたものを奪われたら。

次に、少年1名とスタッフ1名がペアとなり、他のペアの声が聞こえない距離を置いて当日の課題について60分間の話し合いを行う。ここでは如何なるプライベートな話や不安、不満の訴えも許され、秘密の保持が約束されている。ここでの授業の中心的課題も各グループ・各回によって異なるが、最も多く扱われる加害は次のようなものになる。

#### 第1回〈犯罪被害者のことを知る〉

- ・犯罪被害者は、どのようなことに苦しみ、どのような訴えをもっているのか。
- ・犯罪被害者には、どのような支援が必要か。どのようなことにより救われ、癒されるのか。

#### 第2回〈自分はどこから来て、どこへ行こうとしているのだろう〉

- ・次のような図を用いて自分のこれまでの生き方を振り返り、その問題点や課題、その改善のために必要な自己改革や周囲からの援助について考える。

「あなたを正しい道に戻そうとしてくれたのはどんな力だったでしょう？」

「あなたを非行の道に引き寄せたのはどんな力だったでしょう？」

「自分の来た道を振り返ってどんなことに気づきましたか？」

「あなたはこれからどこへ行こうとしているのでしょうか？」

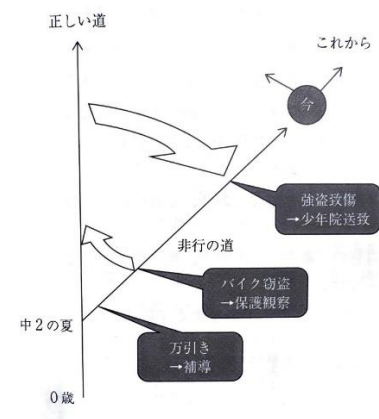


図1 自分はどこから来て、どこへ行こうとしているのだろう

出展：山田由紀子(2003)『対話の会 20年の修復的司法実践—被害者加害者対話から—』、p. 115。(前掲注 54)

第3回〈自分にも被害体験はないか。その時はどんな気持ちだったか。〉

- ・スタッフに自分の被害体験を話すことにより、犯罪被害者一般や自分の事件の被害者の心情について考える。

少年院の少年たちは、半数近い少年が家庭内虐待の被害者であり、非行グループの先輩や教師から理不尽に暴力を受けた経験を持つ者も多い。しかし自分に被害体験があるとは思っておらず、非行傾向を強める中で強者として振る舞うことに慣れている。この授業の事前課題では「被害」という言葉を用いず、さりげなく被害体験を思い起こさせるような質問を投げかけており、ペアワークで少年に、自分自身もかつては被害者であり、実は弱者であることや、その時自分が感じた悔しさや屈辱感を自分の事件の被害者も感じたであろうということを気づかせるものになっている。

第4回〈犯罪被害にあった被害者は、どのような体験をし、どのような気持ちをもつのだろう〉

- ・事前課題で自分の事件の被害者が、①事件当時②事件から1週間後③3か月後④6か月後⑤1年後にどのような体験をするか、想像して表に記入し、授業でスタッフとその表を見ながら、さらに想像を具体化詳細化する話し合いを行う。

第5回〈被害者が加害者に対して望むこと〉

- ・自分の事件の被害者は自分に何を望んでおり、自分に何ができるか考える。

第6回〈被害者になって自分の手紙の内容を聞き、被害者と合って自分の気持ちを伝えるロールプレイ〉

- ・事前課題では自分の事件の被害者に手紙を書いておく。
- ・スタッフが少年の書いた手紙を読み上げ、少年は目を閉じて被害者になったつもりでそれを聞く。その後、手紙の中のどのような言葉が被害者の心に響いたか、どのような言葉は響かなかったか等を話し合う。
- ・スタッフが被害者になりきり、少年が自分の事件の被害者と会って自分の気持ちを伝えるロールプレイをし、その後、双方の感想を話し合う。

第7回〈問題解決能力を身に付ける〉

- ・仮退院後、地元に戻った際に問題解決能力が求められる4つの場面を想定し、自分が直面しそうな場面についてスタッフと解決策を話し合う。必要に応じてロールプレイを行う。

①非行の一因である家族の問題が依然としてある。

- ②以前不良交友があり、退院後交友を絶ちたいと思っている友人からの誘いがある。
- ③少年院にいたことを隠して就職したが、職場で過去の経歴を聞かれて困る。
- ④被害者の代理人弁護士から損害賠償の請求を受けた。

最後の30分では、ペアワークの結果に関するグループディスカッションを行う。前段階での秘密を保持したうえで、ペアワークで見えてきた課題や気づいたこと等を報告するとともに、少年同士で他の少年の報告への感想を述べたり、意見を求めたりと交流を行う<sup>60</sup>。

### 6-5-3. 少年たちの反応

対話の会の理事を務め、弁護士でもあった山田由紀子によると、少年たちは「被害者は絶対に一生自分を恨み続ける。」「二度と自分と関わりたくないと思っている。」と決めつけていることが多い。しかし、実際に被害者がそう思っている場合もあるだろうが、対話の会を通じて実際に出会う被害者には、例え死亡事件であったとしても、「事件の真実を知りたい。」「加害少年が事件のことを今、どう思っているのか知りたい。」という理由から自らすすんで加害少年との対話を求める被害者も少なくないという。また、他人からは軽い犯罪だと思われがちな窃盗事件や恐喝事件でも、盗まれた物が結婚指輪など大切にしている物であったり、被害に合ったことを契機として人生が変わってしまった場合、加害少年から対話を求められても「到底応じる気になれない。」という被害者もいるため、決して犯罪の種類や重さで典型的に被害者の思いを決めつけることがあってはならないとしている<sup>61</sup>。

## 6-6. 刑務所での TC ユニット

### 6-6-1. 島根あさひ社会復帰促進センター<sup>62</sup>

近年、矯正施設の一部でも、修復的司法の理念を取り入れた実践が導入されつつある。その代表例として挙げられるのが、島根県浜田市旭町に設置された島根あさひ社会復帰促進センター（以下「島根あさひ」）である。島根あさひは、民間の資金やノウハウを活用するPFI（Private Finance Initiative）方式によって建設・運営されている民官混合運営型の刑務所であり、日本国内では島根あさひのほか、美祢（山口県美祢市）、喜連川（栃木県さくら市）、播磨（兵庫県加古川市）の計4施設が同方式により整備されている。これらの刑務所では、受刑者の再犯防止を目的とした矯正教育の充実や、職業訓練を含めた就労支援プログラムなど、従来施設とは異なる新たな取り組みが展開されている。

---

<sup>60</sup> 同上、pp. 114-117。

<sup>61</sup> 同上、p. 117。

<sup>62</sup> 前掲注 13、pp. viii-ix。

こうした新しい刑務所が導入された背景には、肥大化・硬直化した戦後の行政制度を根本的に直す目的があった1990年代半ばの行政改革をはじめ、2000年頃に顕在化した過剰収容の深刻化、さらに名古屋刑務所の受刑者死亡事件に象徴される「懲らしめて反省を促す」懲罰的処遇への批判が影響している。これらの問題を受けて矯正施設改革が進み、法改正もあって、刑務所業務の一部を民間に委ねる仕組みが整備された。一方で、国家刑罰権の行使という業務を民間へ委託することについては法務省内部で強い反対があったようで、最終的には刑罰権そのものは国が保持する形で採用されている。

施設の規模、民間の関与する範囲や特徴はPFI刑務所ごとに異なり、島根あさひの場合は建設から維持・運営まで同一の民間会社が担当しているが、別々に委託されている施設もある。職員の人数比をみると、島根と美祢は公務員と民間がほぼ半々だが、他の二施設は民間が約25%で、国の職員が圧倒的に多い。いずれも刑務所への収容が初めてで犯罪傾向が進んでおらず、集団生活に順応できる者が対象とされ、比較的风险が低い受刑者に限られている。

なお、PFI刑務所といっても、民間の関与の範囲や施設運営の形態は施設ごとに異なる。島根あさひでは建設・維持管理・運営を同一の民間会社が担っているが、他施設では複数の事業者に分割して委託する方式もみられる。職員構成を見ると、島根あさひと美祢では民間職員と公務員がほぼ同数である一方、喜連川と播磨では民間職員が約25%にとどまり、国の職員が大半を占めている。また、対象となる受刑者は、刑務所への収容が初めてで、犯罪傾向が進んでおらず、集団生活への適応が見込まれる比較的风险の低い者に限定されている点で共通している。

#### 6-6-2. TCユニットの概要

島根あさひでは、TCユニットと呼ばれる更生に特化したプログラムが実施されている。TCユニットは、依存症や犯罪などの問題を、参加者自身の力を活かしながら共同体の中で解決していくことを目的とした取り組みである。島根あさひでは受刑者を「訓練生」と呼ぶが、訓練生が単に問題行動をしなくなるだけでなく、人間的な成長までも目指すプログラムである。刑務所において「改善更生」や「改善指導」の一環として位置づけられており（「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第30条および第103条）、希望制で応募と審査を経て参加者が決定される。罪種は問われず、薬物事犯や窃盗、詐欺、性犯罪、傷害、強盗致死など、幅広い背景を持つ訓練生が参加している。TCユニットは現時点で島根あさひに1ユニットのみ存在し、40人程度の訓練生が生活や刑務作業を共にしながらプログラムを受講している。

運営体制は、「担当さん」と呼ばれる生活・作業全般を管理する刑務官1名と、教育を担当する民間の社会復帰支援員4名で構成されており、社会復帰支援員は授業や面接の時間にのみ、別棟にあるオフィスから通勤する形で参加する。プログラムは水曜日から金曜日までの週3日間、1日3時間程度の授業が午前または午後に行われ、1週間で合計12時

間程度の活動が実施される。訓練生はAとBの2グループに分けられ、それぞれ20人程で授業に参加する。

1日の終わりには30分程度の「ユニットミーティング」が行われ、各自の関心事や趣味・特技を語るショートスピーチや、他の訓練生の良い点を褒める「アフォメーション」といった活動が実施される。TCユニットのプログラムは、3か月単位の「クール」で区切られ、クールごとに一部のメンバーが入れ替わる。完全な総入れ替えではなく、経験を積んだ先輩格が一定数残るセミオープン形式を採用しており、そこに新しいメンバーが加わる仕組みになっている。

訓練生は最低半年の参加が義務付けられ、その後1年半までは半年ごと、それ以降はクールごとに継続希望を確認し、更新するか職業訓練等の他のユニットへ移動する。多くの参加者は1年から1年半ほど参加するが、2年以上所属する者もあり、受講期間は様々である<sup>63</sup>。

島根あさひのTCユニットは、1981年にアメリカのアリゾナ州ツーソンに誕生したアミティ（Amity=友愛）をモデルとしている。アミティは、薬物やアルコール依存、暴力といった問題を抱える人々の回復施設であり、共同生活を通じて各々の能力や互いの関係性を活かし、全人的な成長を目指す場である。さらに、創設者3人のうち、2人が薬物や刑務所に服役した経験を持つ当事者でもある。コミュニティの力を使って問題からの回復を促し、成長を実現しようとするこうしたアプローチは「回復共同体(TC=Therapeutic Community)」と呼ばれ、欧米を中心に世界中で実践されている<sup>64</sup>。

TCで行う内容は、アミティの実践をモデルとする「TCカリキュラム」と、独自の「認知行動療法カリキュラム」の二種類に分けられる。それぞれにテキストが用意されており、1クール目ではアミティによる『変化への入り口』というワークブック形式のテキストの日本語版を用いる。2クール目では藤岡教授監修の『回復への道のり』というテキストを用い、「認知行動療法」と「修復的司法」を扱う。

クールの最初の週はオリエンテーションを行い、新しいメンバーに向けて支援員や先輩格の訓練生らがTCの考え方や仕組み、ルールを伝える。専門家が一方的に教えるプログラムではないことや、先輩後輩の上下関係は避け、対等な関係性を重視すること、「係活動」制度についても説明し、共通認識のもとに運営を試みる。半年でこの2つのカリキュラムを終了し、以降は同じ内容を何度も繰り返すことになるが、語るたびに本人の理解が深まり、表現方法や他者との関係性が変わってくるという理由から、同じ体験であっても繰り返し語る事が重要だとされている<sup>65</sup>。

### 6-6-3. エモーショナル・リテラシー

---

<sup>63</sup> 同上、pp. 1-3。

<sup>64</sup> 同上、p. 12。

<sup>65</sup> 同上、pp. 10-11。

TCには「エモーショナル・リテラシー」の習得が欠かせない。直訳すると「感情の識字」であり、様々な感情を感じとって理解し、表現する能力を指している。また、それらの能力を高めるプロセスも含む。坂上はこれを「感情に振り回されるのではなく、感情に対応できるようになるための方法」と説明する。アミティが提唱してきたエモーショナル・リテラシーの考え方によれば、受刑者の多くは感情の幅が著しく狭く、自身の体験に言葉や意味を与えることができない状態にあるとされる。

創設者の一人であるナヤ・アービターは、坂上のインタビューにおいて、受刑者らは怒りや落ち込み、冷笑、無関心といった限られた感情の中で生きており、喜びや痛み、恐怖といった感情を十分に認識・表現できず、自尊心を持つことすらもできていないと指摘している。その結果、人生で起きた出来事をどのように理解すればよいのか分からないまま、自らの感情を言葉にできずにいるという。またアービターは、刑務所教育において読み書きの習得や職業訓練が重視されてきた一方で、自分や他者の感情に気づき、共感し、恐怖や怒りに振り回されずに扱う力が軽視されてきたと述べている。とりわけ暴力的な者にとって、感情を言葉として表現できないことから暴力を言葉の代わりとしてしまうため、エモーショナル・リテラシーの習得は不可欠であるとされる。

島根あさひで用いられるアミティのワークブック『変化への入り口』では、エモーショナル・リテラシーを「感識」と訳し、「自分の心の動きや感情を感じ取り、それと認識し、表現する力。感情の読み書き能力。『感情の筋肉』を鍛えること」と説明している。感情の筋肉は、各自が抱える問題に向き合うことや、現在生じている問題に対処することで鍛えられていくとされる。

TCでは、子ども時代に経験した逆境体験や、犯行直前の状態、さらには犯罪そのものについて語るよう促され、こうした作業は長年にわたって封印され、絡み合った感情を解きほぐしていくことでもある。しかし、「感情の筋肉」が弱い場合には、他者の話を聴くこと自体を拒否したり、事実を否認してしまうことがある。この点について、島根あさひの元支援員でもあり、公認心理士・臨床心理士の資格を持つ毛利真弓は、「今ここ」という感情に注目し、表現し、言語化し、折り合いをつけていくことが重要だとしている。毛利によれば、TCは自分の感情を日々モニタリングし、言葉にして表現する練習の場だという<sup>66</sup>。

#### 6-6-4. 被害者・加害者ロールプレイ

修復的司法の理念はTCにも取り入れられている。ただし、実際に事件の被害者と加害者が対話を行うわけではなく、修復的司法の考え方を学んだり、犯罪被害者や修復的司法に関する映像を観て話し合いを行うなど、被害者役と加害者役の模擬的な対話を試みると

---

<sup>66</sup> 同上、pp. 27-28。

いう段階にすぎないが、事件の被害者への影響や、その責任について感情を伴って考える場が用意されている<sup>67</sup>。

授業は支援員によって行われる他、「カリキュラム係」の訓練生が授業計画から進行までを担当する場合がある。カリキュラム係に選ばれる条件は、TCユニットで6か月以上の在籍経験を有することであり、クールごとに選出された2～3名の訓練生がチームを組んで授業運営を担う。テキストのテーマに沿って、当事者として独自の内容や展開を盛り込むことが求められ、余暇時間や週末にはテーブルを囲んでテキストを前に話し合いを行ったり、ホワイトボードに文字や図を書き出して授業の準備を進める姿が見られるという。当事者が主体となって授業をリードする点も、TCの特徴である<sup>68</sup>。

坂上による記録では、刑務所内の撮影が終盤を迎える頃、TCで3日間をかけ「被害者・加害者ロールプレイ」が行われている。これは通常行われているものではなく、カリキュラム係が独自に企画したもので、小グループ単位で訓練生の実際の事件を取り扱うというものである。修復的司法では加害者、被害者、コミュニティという三者が揃って話し合いを行うが、「被害者の気持ちを理解すること」に焦点を当てたいと考え、加害者と被害者に限定してロールプレイを行うことをカリキュラム係が最初に説明した。

『プリズン・サークル』では、叔父の家に強盗のため侵入し、手のひらと鎖骨上層部に包丁で全治2週間の怪我をさせた訓練生のロールプレイが取り上げられている。グループの話し合いでは叔父、叔母、訓練生の母親、妊娠していたが事件が発覚して中絶をした婚約者を「被害者」に含めると決めて各々の関わりを確認し、それぞれ配役を行った。当事者である訓練生は加害者本人を演じる。実際のやり取りの一部を取り上げる。

なぜ金に困っていたことを相談しなかったのかという問いに、訓練生が相談するのが恥ずかしかつたと答えると、叔父役は「強盗に入るほうがよっぽど恥ずかしいことだ」ときつい口調で述べた。「ちょっと身勝手すぎないか？いくら金がないといたって、ウチにだってあるわけじゃない。顔見知りのあなたが入ってきたなんて聞いたら…。あれから全然眠れないし、身内にも気を許せない。ずっと怖い日々を過ごしている」という叔母役の言葉には表情が崩れ、うつむき、鉛筆を握りしめる様子であった。さらに「実際、今刑務所で教育を受けて、何か変わっているのか？」と問われると、「ちょっとすみません」と呟き上半身を折り曲げ、膝の上で声を押し殺して泣き崩れた。長い沈黙の後、「何の涙なのか？」と叔父役が問うと、「申し訳なさですね」と訓練生は答えた。叔父の「何が申し訳ないと思っているのか？」という問いに対しては、「犯罪をして、傷つけて、本当に身勝手だったなということ。普通に生活できていたはずなのに…。僕にはそれを奪う権利はなかったのに」と、涙声で答えた。母親役が厳しい口調で「怪我は治っても心の傷は治らない」と言うと、「取り返しのつかないことをした」とうつむいた。

---

<sup>67</sup> 同上、p. 202。

<sup>68</sup> 同上、pp. 59-60。

さらに、中盤では婚約者役とのやり取りもあり、「事件のせいで、先も諦めて中絶した私の気持ちを理解できるのか？」と尋ねられた際には動揺が露になり、「想像でしかないが、つらいだろうなと思う」と答えた訓練生に対し、婚約者役は「つらいなんてもんじゃない」と切り返した。婚約者役に「私に対してどうするつもり？」と問われると、予想外の問いに口走ってしまった様子で、彼女の母親に連絡を取ることを禁じられているが、子どもの供養ぐらいはしたいと言った。婚約者役が小さな声で「そうしてほしい」と言うと訓練生は「え？」と聞き返し、「ぜひ、そうしてほしいです」という婚約者役の言葉に意表を突かれたような表情を見せ、その後も婚約者役をちらちらと見て動揺を隠せない様子であった。その間、婚約者役は眼鏡を外し、目を拭って泣いていた。頭をうなだれ、何度も目元をこする姿が単に役に入れ込んだだけには見えず、坂上は彼にも似たような経験があるのかもしれないと感じたという<sup>69</sup>。

このロールプレイの後、全体の振り返りでは別の事件の被害者役を演じて初めて自分の被害者に思いをはせることができるようになったことや、加害者役を演じるにはまだ準備ができていないと気付かされたことなどが共有された。先ほどのロールプレイで加害者本人を演じた訓練生は授業の後、以下のように語っている<sup>70</sup>。

ロールプレイングとはいえ、被害者の人が本当にそこにいるような感じがあって…  
…。僕が質問を受けてつらい以上に、被害者は今もずっとつらいんだろうなと、頭から離れないですね。わがままなんでしょうけど、被害者に向き合うのが怖いんだろうなって。実際、表面上でしか考え切れてなかったし、自分の都合のいいようにしか説明してこなかったのかなって。被害者はもっと違うことで、もっと知りたいことがあるんだろうなって、思いました。

## 7. ヒアリング調査

前章では日本における修復的司法の取り入れとして、修復的司法に類似する制度や刑事施設、NPO 団体における試みを紹介したが、実際にそれらを行う施設を訪問し、ヒアリング調査を実施した。なお、ヒアリング調査を行うにあたり、本稿への記載については許可を得ており、また掲載の都合上文意を損なわない程度に一部修正している。

### 7-1. 心情等聴取・伝達制度に関するヒアリング調査

2025年(令和7年)9月10日、高知保護観察所にてヒアリング調査を実施した。事前に質問状を送付し、心情等聴取・伝達制度の流れについて確認を行った上で、被害者担当の

---

<sup>69</sup> 同上、pp. 204-208。

<sup>70</sup> 同上、p. 212。

保護観察官である岡田利恵氏よりご回答いただいた。なお、本ヒアリングには被害者担当の保護司である美濃守氏にも同席いただき、話を伺うことができた。

岡田氏は、1996年(平成8年)に松山保護観察所で法務事務官として採用され、その後、松山および高知保護観察所のほか、徳島保護観察所および四国地方更生保護委員会に勤務した経験を有する。保護観察官としての経験は12年6か月であり、このうち被害者担当官としては2年6か月の経験を有する(いずれも2025年(令和7年)9月末現在)。

美濃氏は矯正官署に勤務した経歴を有し、2011年(平成23年)に保護司として委嘱された。2015年(平成27年)には被害者担当保護司として指名され、現在は保護司歴13年11か月、そのうち被害者担当保護司歴は10年6か月となっている(2025年(令和7年)9月末現在)。

### 7-1-1. 質疑応答

#### 質問1

「高知保護観察所では制度開始から現在までにどれくらい申し込みがあるのか。またその中で伝達された件数は何件か。」

文書の保存期間が限られており昔のデータはないが、年に0~数件ほどある。また、今までに伝達しなかったというケースはない。

#### 質問2

「どのようなニーズから心情等聴取・伝達制度を利用する被害者が多いのか。」

加害者に対して自分の思いを伝えたい、謝罪してほしいという気持ちももちろんあるが、裁判で被害弁償をしますと約束しているにもかかわらず、結局全然履行されない場合が多い。そのため被害弁償について、どうなっているかを聞きたい方が多い。

#### 質問3

「心情等聴取において、被害者はどのようなことを話すのか。」

この制度を利用するのは被害から時間がだいぶ経っている状況にはなるが、それでも事件によっていろんな不利益を受けており、ずっと被害を引きずっていることを加害者に知ってほしいということでお話されることがある。

#### 質問4

「伝達を望む被害者は、加害者にどのようなことを伝えるのか。」

加害者が今、事件についてどう思っているのか、反省しているのかを尋ねるほか、被害弁償等の約束についてのことが大きい。被害弁償がなされなかったり、例えば性犯罪の場合、加害者と被害者の住んでいる場所が近いともしもまた会ってしまえば事件を思い出してしまうことや、恐怖を感じることに繋がるので、裁判の際に引っ越しを求め、加害者が引っ越しを約束することがある。しかし実際は、引っ越さずにそのまま住んでいるという場合もある。そういった時に、引っ越すことを約束したのにまだ引っ越していないのはなぜか、引っ越してほしいと訴える被害者もいる。また、加害者としてはもちろん被害弁償をしたいという気持ちもあるだろうが、少しでも自分の刑が軽くなるために、被害弁償をします、引っ越しをします、と言い結局やっていないということもあるため、被害弁償について加害者に聞きたい方が多い。

#### 質問 5

「加害者からの返事はどのようなものか。」

被害者からの、被害弁償をしてくださいという話に対し、したい気持ちがないわけではないが、例えば刑務所に入っていたら刑務所を出た後、保護観察を受けている間に仕事も探さないといけないし、仕事についてすぐにたくさん稼げるわけでもないため払いたくてもお金がない、という状況がある。そのためまずは自分の生活の安定を優先しなければ、というところで被害弁償までなかなかできず、いずれはしたいと思うけど難しいというような加害者が多い。被害弁償してください、じゃあします、とすんなりいくことはまずないが、中には心情等聴取・伝達を利用することで実際に被害弁償が始まったというケースもあるため、意味がないというわけではない。

#### 質問 6

「被害者が伝達を望まない場合、どういった理由があるのか。また聴取を望まない場合はどのようなことを話すのか。」

加害者とはもう関わりたくない、伝達を行うことで逆恨みされたら怖いといった理由が考えられる。被害者は、被害のことや自分の気持ちを第三者に話す機会が少ないことが多く、友達や知人に話すことも難しい。そのため第三者に話すだけでもそれによって気持ちが落ち着くところもあるため、伝達をしなかったとしても利用する価値はあると思う。

#### 質問 7

「制度を利用するうえで制限されていることはあるか。」

何でも伝達できるというわけではなく、例えば脅迫罪に当たるようなものなど、それが罪になるようなことは伝えられない。また事件と関係のないようなことも伝えられない。心情を聴取する際、被害者から様々な話を聞くが、聞いたうえでどれを伝えるかは被害者と相談している。聴取では加害者に対する罵倒が含まれることもあり得るので、それを聞いたとしても、そのまま伝えることはできないため表現を変えてみる等、被害者と相談をしながら考えている。

#### 質問 8

「心情等聴取・伝達制度を利用した被害者は、どれくらい利用したことをポジティブに捉えているのか。」

自分の思いをよく伝えることができたということだけでも満足される方は多い。被害を受けて間もない時期や、裁判の時は事件についての話ができる場所もあるが、被害から時間がたってしまうと話ができる場もほぼなくなってしまうので。制度を利用したことで達成感や充実感を得たという方もいる。またこれを機に被害弁償してもらったことになったという場合もあり、そこは被害者が自分自身の力で勝ち取ったということになるのかなと思う。

#### 質問 9

「被害者の申し込みから聴取・伝達、加害者からの返事まではどれくらいの期間があるのか。」

ケースによるが大体、1か月弱くらい。ただ被害者対応をする保護観察所と加害者対応をする保護観察所が異なる場合は伝達に時間がかかることもある。

#### 質問 10

「制度を通じて、加害者が被害者に与えた被害を理解することや、責任を引き受けることに繋がっていると感じるか。」

伝達を受けて、被害弁償なんかしないと、そういうふうにする人は私の経験ではいなかった。意外にも、被害弁償をしたいと受け止めている加害者が多い。しかし、加害者は刑務所に入ると、刑期を終えて出てきたらそれで償い終わった、リセットされたと思う方も中にはいる。被害者の感情や、被害について聞くことによって、現実を知らしめ、受け止めるよう直視させられるよう活かされていると思う。被害者は受けた被害や、思いをずっと抱えていくことになるので、だとすればもちろん加害者も自分の罪を背負わないといけなくなる。被害者のことを考え、今後自分がどうするのかということと向き合うことに

も繋がる。そこで実際に加害者がどこまで自分の中で受け止められるのかという部分は加害者それぞれのためなんとも言えないが、私の経験では拒否的になることはなかった。

#### 質問 11

「制度を利用した被害者に、心理的な回復や尊厳の回復といった、立ち直りへの効果は見られるか。」

利用することで立ち直れたという場合もある。例えば親族内で事件があった場合だと、加害者も被害者も親族の中にいるということになる。そうすると、事件のことを周りには言えず、気持ちを抱え込んでなかなか眠れないという被害者もおり、この制度を利用して抱え込んでいた自分の気持ちを素直に吐露できたことで安心してゆっくり眠れるようになったという方もいた。そのため、被害者の回復に多少は繋がっているのかなと感じる。

#### 質問 12

「被害を受けた後、心情等聴取・伝達制度の利用が可能であることを被害者はいつ知るか。」

心情等聴取・伝達制度は犯罪被害が起こって最初の段階では使わない。裁判などが一通り終わり、受刑する加害者は受刑して、仮釈放で保護観察になってから利用することになるのでなかなか説明のタイミングが難しい。被害者等通知制度を利用していなくても使うことはできるが、通知制度を利用していないと結局加害者の仮釈放や保護観察のタイミングが被害者には分からない。しかし、被害者の中には事件をもう思い出したくない、加害者と関わりたくないという理由で使いたくないという方もいるため通知制度の強制はできないと思う。通知制度によって保護観察所から被害者に通知を送る際にはリーフレットを同封しているため、そこで心情等聴取・伝達制度を知り、使おうということになったら申込むという流れになるかと思う。

#### 質問 13

「心情等聴取・伝達制度を広めるために、どのような取り組みがなされているのか。」

この制度を利用するときに、そもそも知られていないということも問題になる。そのため、ホームページへの掲載や、被害者等通知制度の際のリーフレットの同封などを行っている。また、こうち被害者支援センター主催の協議会にて情報交換を行うこともある。しかし、まだまだ広まっていないな、という認識である。

#### 質問 14

「担当された中で印象に残っている事例はあるか。」

DVの事件で、被害者である女性から加害者の男性に対して、自分がしたことをどう思っているのか、賠償についてはどうするのか、といったことを聴取して伝達をしたことがある。しかし、DVは大抵夫婦間であったり、恋人間で起こったりするため、相手に対する愛情もあり、『私が病気の時はそばで支えてくれましたね。』というようなことを伝えることもある。また、更生に向けて闘ってほしい等、相手を責める気持ちだけでない複雑な気持ちが被害者にあるように感じた。それが印象に残っている。

#### 質問 15

「被害者の対応をする際に気をつけていることは何か。」

被害者にとっては、この制度を利用するというだけでも本当に勇気のいる行動である。加害者の情報については、資料や担当の保護観察官の話で事前にわかるが、被害者の情報についてはあまりわからない。そのため、そこは決めつけることはないよう、フラットな状態で聞くように努めている。また、いろいろな話を聞くが、いったん受け止め、安易なアドバイスはしないようにしている。二次被害になるようなことがあってはいけないので注意をするが、かといって腫れ物に触るように対応することも違う。結局は人と人なので、誠意をもって対応するという気持ちが根底にないといけないかと感じる。そのうえで被害者からきちんと話を聞き、吐露してもらうようにしている。

#### 質問 16

「心情等聴取・伝達制度について、被害者担当官という立場から見て制度の今後の課題や改善すべきと考える点はあるか。」

やはり広報が足りていないかなということ。被害者にこういう制度があるということが全然伝わっていないことはまず問題だと感じる。できれば多くの被害者が通知制度を利用して欲すると思うが、もちろん利用したくないという方もいるためそこは被害者に委ねないといけない。通知制度を利用していけば、心情等聴取・伝達制度についてアナウンスすることもできるが、それがなければこちらからこういう制度がありますよということも二次被害になる可能性もあるため難しいと感じる。また実際に心情等聴取・伝達制度を利用してもらっても、被害弁償のことになると、履行まで行きつくのが大変。加害者は大抵金銭的に苦しいという方が多いため実際払えないとなると明石市の制度<sup>71</sup>のように、市が立

---

<sup>71</sup> 明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例第14条。加害者に対する損害賠償請求権を取得した犯罪被害者等が当該請求権の立替払いを請求した場合、上限を300万円として立替支援金の支給を行う。

て替えをするというような制度が他の自治体や、国がやっていけばいいのかなと思う。心情等聴取・伝達制度を被害者の方がさらに利用しやすいようにすることも必要だと考える。

### 7-1-2. 保護司である美濃氏より伺った話

被害を受けたばかりの被害者は刑事司法手続きの入り口におり、今のことで精一杯である。そのため、保護観察といった出口のことを聞いてもピンとこない。被害から時間が経ち、加害者が保護観察になってから、そういえば謝罪もまだない、あの被害弁償はどうなったのだろう、という疑問が出てくる。そこから制度の利用に踏み切るのが一般的だと思う。加害者は刑務所を出れば、自分の罪を償い終わったと思うが、被害者は事件の大小にかかわらず、他人からすれば、『そんなこと、いつまで?』と思うようなことでも本人はずっと抱えていかないとれない。そうした加害者と被害者の距離をどのように縮めるかというのがこの制度である。国によってこれまで加害者については再犯防止策が取り込まれ、ある程度効果を発揮している。制度ができ、国の予算がつき、人が配置されれば成果は出る。被害者については少し遅れたが、元の状態に全部戻るとは難しいにしても、被害を受けてから少しでも経済的、精神的に救われるように国を挙げて取り組んで、この10年間でずいぶんと変わった。それでもまだ、被害者と加害者の釣り合いがよくない部分もある。

心情等聴取・伝達制度について、私が素晴らしいと思う部分は、被害者から話を聞く人と、加害者に伝達する人が異なることである。もし、被害者から話を聞いた人がそれを加害者に伝達するとなると、伝達しないいろいろなことを、あんなこともあったのか、そんなこともあったのか、とたくさん被害者から聞いているわけなので、肩入れをしてしまったり、感情的になってしまうことが考えられる。そうすれば、加害者は素直に受け止められなくなり、加害者が被害者にフィードバックして再被害を起こす可能性もある。そこで、必要なことだけ掬い取って加害者担当の方に伝えるため、客観的に聞いていく。聴取と伝達をする人間を別にしてから事故がなく、安全に、被害者と加害者の間で言葉を運ぶことができている。保護観察所はもともと加害者処遇がメインの場であったのに、被害者ポストを置いた。おそらく、最初は加害者のことと被害者のことをどっちも扱うなんてうまくいかないと反対する声もあったと思う。その点も、素晴らしいところだと感じている。

### 7-1-3. 小括と私見

---

明石市「明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例」

<https://www.city.akashi.lg.jp/documents/4257/higaisyakenrisien.pdf> (2025年12月27日参照)

本ヒアリング調査からは、心情等聴取・伝達制度は利用件数こそ多くはないものの、被害者が加害者に対して自らの被害感情や現在の困難を伝え、また被害弁償等の履行状況を確認することができる制度であることが確認できた。とりわけ、被害から時間が経過し、刑事裁判という場がすでに終わった後においても、被害者がなお抱え続けている思いや不安に対応ができる点は、本制度の大きな意義であるといえる。

一方で、制度の存在自体が十分に周知されていないことや、利用のタイミングが限定されることから、被害者が制度にたどり着くことが容易ではないことも明らかとなった。また、被害弁償については、加害者側の経済的困難により履行に至らないケースも多く、制度を通じて被害者の期待が必ずしも十分に満たされるとは限らないという課題もある。

そのような問題を抱えつつも、本制度は、加害者が「刑期を終えれば償いは終わる」という認識にとどまりがちの中で、被害者の言葉を通じて被害の現実を再認識し、責任と向き合う契機を提供している点において重要である。直接対面を伴わないことに加え、聴取・伝達の担当者が加害者、被害者それぞれ異なるという間接的な形態であるからこそ、安全性を確保しつつ、被害者と加害者の間に最低限の対話を成立させているとも評価できる。

以上を踏まえると、心情等聴取・伝達制度は、現行の刑事司法の枠組みの中において、被害者と加害者の関係性に目を向ける修復的司法的要素を部分的に組み込んだ制度であるといえる。今後、制度の周知や運用の改善が進めば、被害者と加害者の対話という修復的司法の理念を、日本の刑事司法において段階的に受け入れていくための重要な糸口となる可能性があると考えられる。

## 7-2. 八街少年院における教育とグループワークに関するヒアリング調査

2025年(令和7年)9月22日、八街少年院にてヒアリング調査を実施した。事前に質問状を送付したうえで、当日は首席専門官の橿原経宏氏および法務教官の小林祐喜氏よりご回答いただいた。また、ヒアリング後には院内の見学も行った。

橿原氏は1994年(平成6年)に東京少年鑑別所で法務教官として採用されて以来、小田原少年院、多摩少年院、有明高原寮などの少年院、ならびに甲府少年鑑別所、横浜少年鑑別所などの少年鑑別所、東京保護観察所などで勤務し、現在法務教官として31年目を迎えている。小林氏は2004年(平成16年)に八街少年院に法務教官として採用されて以降、同院で勤務を続けており、現在21年目となる。

### 7-2-1. 少年院について<sup>72</sup>

---

<sup>72</sup> 法務省「明日につなぐ 少年院のしおり」  
[001424033.pdf](#) (2025年10月13日参照)

少年院は家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を收容し、在院者の特性に応じた適切な矯正教育と、健全な育成に資する処遇の実施により改善更生と円滑な社会復帰を図る、法務省所管の施設である。

少年院は第1種から第5種まであり、少年の年齢や犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて以下のように分けられている。第1種少年院では、保護処分の執行を受ける者であり心身に著しい障害のないおおむね12歳以上23歳未満の者を收容する。第2種少年院では、保護処分の執行を受ける者であり心身に著しい障害がない犯罪的傾向の進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を收容する。第3種少年院では、保護処分の執行を受ける者であり心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を收容する。第4種少年院では、少年院において刑の執行を受ける者を收容する。第5種少年院では、2年の保護観察に付されている特定少年であり、かつ、当該保護観察中に遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認められ、少年院に收容する旨の決定を受けた者が收容される。また、少年院においては在院者の特性に応じた体系的・組織的な矯正教育を実施するため、少年院の種類ごとに矯正教育課程が定められている。具体的には、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適應するために必要な能力その他の事情を総合的に考慮し、一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間が設定されている<sup>73</sup>。

入院から出院までの処遇の段階は3級、2級、1級の区分に分けられており、3級では自己の問題改善への意欲の喚起を図る指導、2級では問題改善への具体的指導、1級では社会生活への円滑な移行を図る指導と、進級するたび段階に応じた教育目標や教育内容が実施されている。

## 7-2-2. 八街少年院の概要

八街少年院は、1949年(昭和24年)に千葉県八街市に設立された少年院である。JR総武線の通る八街駅から八街市コミュニティバス「ふれあいバス」に乗りし約40分と、市街地から離れた場所に位置しており、第1種および第5種少年院送致決定を受けた少年たちを対象とする少年院である。

現在、八街少年院では矯正教育課程として社会適応課程Ⅱ及び支援教育課程Ⅱに該当する在院者がいる。社会適応課程Ⅱでは、義務教育の終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要がある者を対象としている。この課程では、自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する週間を身に付けるための指導を矯正教育の重点的な内容としている。

---

<sup>73</sup>法務省「令和5年版犯罪白書」第3編/第2章/第4節/3

[https://hakusyoi.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_3\\_2\\_4\\_3.html](https://hakusyoi.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_3_2_4_3.html) (2025年10月13日参照)

支援教育課程Ⅱでは情緒障害もしくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要する者を対象としている。この課程では、障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための指導を矯正教育の重点的な内容としている<sup>74</sup>。

院旗にはタケノコと鳥が描かれており、「まっすぐに更生に向かい、未来に羽ばたいてほしい」という願いが込められている。これらの象徴は施設の構造にも取り入れられており、院内にはタケノコの像が設置されているほか、敷地内の建物の配置も上空から見ると鳥の形を模した構造となっている。

### 7-2-3. 質疑応答

#### 質問1

「八街少年院における教育理念はどのようなものか。」

梶原氏

少年院では再非行防止と社会復帰支援が2つの柱となり、少年達の非行性を除去して就労支援や就学支援等を行い、社会適応性を高める指導を行っている。我々が最も目指しているのは、彼らが二度と非行を犯さないことである。

#### 質問2

「具体的な教育内容や指導の全体的な流れはどのようなものか。」

梶原氏

少年院での教育は生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導の5領域で成り立っている。特に生活指導には力を入れており、少年たちの個人的な問題性の改善として特定生活指導を実施している。例えば、薬物非行をした生徒に対しては薬物非行防止指導という特定生活指導を行い、同様の問題を抱えた少年たちを集めてグループワークやテキストを用いた指導を行っている。また、我々法務教官で指導しきれない部分について、ダルク<sup>75</sup>のような薬物依存経験者の自助団体に協力を仰ぎ、面接をしてもらうこともある。

---

<sup>74</sup>法務省「令和5年版犯罪白書」第3編/第2章/第4節/3/3-2-4-9表  
<https://hakusyoi1.moj.go.jp/jp/70/nfm/images/full/h3-2-4-9.jpg> (2025年10月13日参照)

<sup>75</sup> DARC(ダルク)とは、DRUG(薬物・アルコール)、ADDICTION(嗜癖・依存症)、REHABILITATION(治療・回復)、CENTER(施設・建物)の頭文字を取り名付けられた、薬物依存症からの回復を支援するNPO法人である。全国に施設があり、千葉県でも「千葉DARC」として依存症回復施設を運営している。  
NPO法人上野ダルク ※旧日本ダルク

### 質問3

「八街少年院で独自に行われている教育プログラムはあるか。」

#### 梶原氏

社会や地域との繋がりは大切であるため、特別活動指導として社会貢献活動を行っている。昨年からは八街市民のため災害用の土嚢を作り、市に提供を始めた。土嚢を作っている少年院は八街少年院のみであり、市内で使用される土嚢の約6割は八街少年院の生徒が作ったものになる。院外活動として生徒たちが院外に出て土嚢を積み上げて整理することも行った。また、GMaCという動物介在活動も実施している。これはヒューマニティ財団<sup>76</sup>のトレーナーを招き、生徒がプログラムを受けて保護犬にコマンドを教えるという活動で、日本で唯一の取り組みである。さらにグループワークでの教育も八街少年院の魅力の一つで、20年近く続けている。剣道も盛んで、週一回2時間行っている。

### 質問4

「矯正教育のプログラムや内容はどのように決められているのか。各少年院でどれほど裁量が認められているのか。」

#### 梶原氏

5領域は法律で定められており、進級についても規定がある。ただし期間が長くなった場合には、前期・後期と細分化することも認められている。このように認められていることについては、我々に裁量がある。また矯正教育課程というものがあり、八街少年院では社会適応課程Ⅱと支援教育課程Ⅱに対応する教育を行っている。その中で、生徒たちに対しどのような教育内容を行うかは独自に決めている。例えば、被害者心情の理解として対話の会のプログラムやグループワーク、治療的教育としてGMaCなどがそう。今年の8月から支援教育課程Ⅱの少年も入院したため、演劇ワークショップも始めた。これは演劇手法を用いてコミュニケーションを学ばせたり、自分で考えることを促す非認知型のプログラムである。

#### 小林氏

---

<http://darc-ic.com/> (2025年10月13日参照)

<sup>76</sup>セラピー活動やGMaCプログラム等の動物介在活動の他、保護犬のトレーニングや譲渡活動を行い殺処分ゼロを目指す公益財団法人。千葉県に九十九里飼育訓練センターを持つ。公益財団法人ヒューマニティ財団「GMaCプログラム」

<http://humanin.or.jp/gmac/> (2025年10月13日参照)

決められていることがまずあり、それを実施する。例えば生活指導では非行別に当てはまるものを特定生活指導から2つや3つなど、行わなければいけない単元・時間が定められている。体育指導では基本的には毎日、平日は屋外で1時間程度体を動かす時間を設けなければならない。職業指導にも何時間、何単元分行うべきかが決まっている。これらの必須事項をまず日課表という形で当てはめていく。八街少年院では標準で11か月少年が生活をするが、期間内に終わられるよう、週に何単元これをやらないといけないというものを組む。そうすると、他の活動を行う時間も出てくるため、そこで特別活動や教科教育の分野など、高卒認定試験の勉強や資格取得をさせたりといったことを組み込んでいく。個人によってそれぞれ必要なプログラムは異なるが、やらなければならないことをまず決めて、余った時間に個別のプログラムを定めている。

#### 質問5

「グループワーク以外に、被害者視点を取り入れた教育プログラムは実施されているか。」

#### 梶原氏

ワークブックを用いて被害者視点を取り入れた教育を行うほか、特定指導プログラムも実施している。また、被害者の方や被害者支援団体の方を招き、生徒に対して話をしてもらうゲストスピーカー講話を行うこともある。

#### 小林氏

個別に実施しやすいものとしてはロールレタリングがある。これは被害者に手紙を書き、それを自分が被害者になったつもりで受け取り、加害者である自分に対して返信を行うというもので、何往復かのやり取りを通じて相手の気持ちを考えることを目的としている。

#### 質問6

「八街少年院からの要請を受け、2007年(平成19年)から院内で被害者視点教育のグループワークが開始されているが、どのような経緯で取り入れられることになったのか。」

#### 小林氏

かなり前の事になるので正確かどうかはわからないが、犯罪被害者支援センターに協力してもらいゲストスピーカー講話などで少年全体に対し被害者の話をしたり、少人数のグループワークを実施し始めそこから犯罪被害者支援センターを通じて対話の会の発起人である山田弁護士との繋がりができたとされている。

#### 質問7

「対話の会のように、民間組織と連携するにあたって難しかったことはあるか。」

#### 小林氏

当時、何に苦労したかについて記録がないため想像ではあるが、外部から来た人がセンシティブな話をするため、生徒が素直に自己開示できるようになるには苦労があったのではないかと思う。生徒も10年前、20年前では今と違い難しいと感じる子も多く、最初からうまくはいかなかったのではないか。また現在も変わらない課題として、個人情報の取り扱いの問題がある。本人のことを話してもらわないことには始まらないため、外部の方との間で約束事をまとめる必要がある。さらに、外部の人に定期的に来てもらうためには交通費などの費用もかかるため、十分にお金を出すことが出来るのか、という点も気にする部分ではある。

#### 質問8

「少年たちはグループワークにどのような様子で参加しているのか。」

#### 小林氏

希望した生徒が参加するわけではなく、職員から必要な生徒に対してグループワークへの参加を伝えるため最初は「何をやらされるのだろう」と警戒する様子はある。しかし、始まると楽しみに参加をしている生徒が多い。「次はいつありますか」と予定表を見て準備をしてくれていた生徒もおり、最後までずっと嫌がっていた生徒はいなかった。全体的に積極的な姿勢で参加をしている。

#### 質問9

「全七回の授業を受けた後、少年たちには変化が見られたか。少年の可塑性の高さを実感することはあったか。」

#### 小林氏

これは少し難しい質問になる。少年院の教育は全てが地続きであり、例えば普段の食事の時間も含め、生活のあらゆる場面が教育に繋がっている。寮では職員が24時間体制で生徒の生活を見守り、そうした日常の中で徐々に変化が見られる部分もあるため、特定の授業だけでどのように変わったかを断定するのは難しいというのが正直なところである。ただ、授業の中で、生徒に考える力がついてきたなと感じることもあり、最初の頃は理解できなかったようなことを想像できるようになってきたり、そういった変化は毎回見られるところではある。しかし、それがその授業を受けているからなのか、あるいは日常生活の中で、担任職員と話をしたり、作文を書くことで考えを整理したりする中で考えが変わ

ってきたのか、両方の要素が作用していると思うが、「授業を7回受けたからこう変わりました」と明確に評価することは難しいと思う。

可塑性という点について言えば、7か月が経過しても全く変化のない生徒はほとんどいない。ゼロとは言えないが、多くの生徒に変化が見られ、「自分でなんとかしなければならぬ」「社会に出た後またこうなりたくない」という気持ちをそれぞれ差はあるが持つようになっている。そういう意味で、変わろうとする力は確かに感じている。

#### 質問 10

「グループワークは少年の退院後の生活にも影響を与えているのか。少年のその後について伺いたい。」

小林氏

退院後に関わる機会はあまりないので我々の目に見える範囲の話になるが、対話の会のグループワークは被害弁済をどう受け止めるか、被害者に対して謝罪をするのか、しないのか、ということ具体的に話し合える場となっている。弁護士もいるため弁済の方法や法的な見解など、少年院の職員だけでは説明しきれない部分について具体的に話してもらうことができる。そのため、生徒としても安心して出ていくことができるのではないかと。ただし、少年の中には数千万円単位の被害弁済を背負って退院していく生徒もおり、場合によってはうつむいて出ていくようなこともあるが、それでもある程度、それぞれが自分の現状と向き合い、今後の形を見つけていくためのきっかけや手助けにはなっていると思う。

#### 質問 11

「現在、対話の会は解散しているが、被害者視点のグループワークは続けられているのか。変更点や新たに行っている取り組みはあるか。」

小林氏

対話の会が解散した後も、所属していたうちの1人が代表を務めるNPO法人子どもセンター帆希<sup>77</sup>がグループワークの活動を引き継いでくれており、現在も継続してグループワークが実施されている。これまでの形を継承し、関わってもらっている方々も含め、大きな変更点はない。

---

<sup>77</sup> 2014年から千葉県で子どもシェルター「はるつげ荘」の運営を行っているNPO法人。2021年からは自律援助ホーム「かぜまちの家」の運営も行い、十代後半の女性の一時的・中期的居場所としての役割を担っている。特定非営利活動法人子どもセンター帆希  
[https://chiba-homare.org/about\\_us/](https://chiba-homare.org/about_us/) (2025年10月15日参照)

## 質問 12

「八街少年院として今後新たに取入れたい教育や、改善していきたい点はあるか。」

### 梶原氏

支援教育課程と社会適応課程の生徒を比較すると、福祉的な支援を必要としているのは圧倒的に支援教育課程の生徒になる。演劇ワークショップも支援の一環として導入したが、今後は体幹を整えるような運動プログラムの導入も検討している。ただ、社会適応課程の生徒たちにそういうものが必要ではないということではなく、両課程の生徒たちへの教育をうまく融和させながら、これまでの八街少年院での教育活動を発展的に改善していく必要があると考えており、現在検討を進めている。

## 質問 13

「少年教育に携わる立場、また院内でのグループワークの経験から、加害者が自己の責任を自覚し、社会復帰に向けて進むために、被害者との対話や、被害者の視点を取り入れた教育等、修復的司法又はそれに類似する場は必要であると思うか。」

### 小林氏

少なくとも、八街少年院で実施している被害者視点を取り入れたプログラムには一定の効果があると感じている。また、生徒たち自身も、グループワークに参加する中で効果を感じていると受けとめている。グループワークの中では、加害者の少年も被害者を恐れているという側面がある。例えば、「自分はこれから一生、被害弁済などを抱えて生きていかなければならない」「社会に出た後どれだけ自分が幸せになろうとしても、被害者にその足を引っ張られるのではないか」という不安を抱えていることがある。「謝罪をしても相手が許してくれなかったらどうしよう」という気持ちに耐えられず再非行、となってしまう意味がない。そうした意味で、理想的な形としては、被害者の方にも、納得できる形で加害者を許せるようなプロセスが存在した方が、加害者もまっとうな道を歩みやすくなるのではないかと考える。

さらに、加害者がまっとうに生きていく姿が被害者にも何らかの形で伝わるのであれば、被害者としても少しは安心感があるのではないかと思う。理想の形では、修復的司法のように被害者と加害者、地域の支援者たちが話し合いの場を持ち、互いに前を向いていけるような環境を少しでも作ろうとする動きはあった方がいいと思う。被害の大きさや内容によっては、どうやっても取り返せないものもあつたりするので、その点は難しいところではある。少なくとも少年院内の教育としては、被害者に対する謝罪や被害弁済などに向けたある程度の筋道を立て、「これからまっとうに頑張って生きていいんだ」という思いを持って出ていけるよう準備をさせてあげることは重要であると考えている。

#### 6-2-4. 小括と私見

八街少年院で行われている教育は、直接修復的司法を取り入れているものではない。しかし、ロールレタリングやグループワークなどの被害者視点の教育が体系的に実施されており、少年たちが自身の加害行為に向き合い責任を引き受けたための一助となっているという点において、修復的司法の理念に共通する面があると考えられる。一方で、矯正教育全体が日常生活と地続きであるという指摘にもあるように、特定のプログラムの効果のみを抽出して測定することの難しさも浮かび上がった。グループワークのみで確実に変化を生み出していると言い切ることはできないが、それでも現場の職員からは少年の内面や態度の変化に対する実感が語られており、一定の教育的効果があることは否定できない。

被害者と加害者の直接対話という修復的司法のような対話の場を設けることは、現時点では課題も多いと考えられるが、被害者の回復や安心感につながる可能性があるという点で、今後の方向性として検討される価値はある。現在行われているような被害者視点を育むアプローチを継続・発展させることで、将来的には何らかの形で当事者間の対話の実現も期待できるのではないかと。

なお、長年グループワークの運営を支援してきたNPO法人対話の会は解散しており、現在活動は引き継がれているものの、安定的な継続には課題が残り、人的・資金的リソースの確保やセンシティブな情報の取り扱いといったハードルも多く、他施設で同様の取り組みを行う場合にも同様の困難が予想される。こうした制約を踏まえつつも、被害者への謝罪や被害弁済といった具体的な話ができる場があるからこそ、自己の行為の責任を取るといった形で折り合いをつけ、少年たちが新たな一歩を踏み出すための手助けとして、八街少年院での先駆的な取り組みは参考にされていくべきである。

#### 7-3. NPO 法人修復的対話の会における修復的対話の実践に関するヒアリング調査

2025年(令和7年)11月2日、足立区生涯学習センターにてNPO法人「修復的対話の会(旧RJ対話の会)」代表理事梅崎薫氏へのヒアリング調査を実施した。事前に質問状を送付し、一部書面により回答を得た上で、当日は対面による聞き取りを行った。なお、10月26日および11月2日に同法人が主催するキーパー養成講座を受講し、修復的対話を学び、実際の対話を体験したうえでヒアリングに臨んだ。

梅崎氏は医療ソーシャルワーカーとして金沢医科大学病院に勤務した経験を持ち、社会福祉士の資格を有する。富山福祉短期大学および金城大学での教員を経て、長年にわたり大学教育に携わり、昨年、埼玉県立大学を退職した。地域のリハビリテーションや精神科デイケア、高齢者虐待予防活動にも従事しており、2011年(平成23年)には東日本大震災の被災地支援に取り組んだ。2013年(平成25年)より修復的対話に取り組みRJ実践研究会

代表を務め、2016年(平成28年)にNPO法人RJ対話の会を設立し、現在まで代表理事として修復的対話の普及に取り組んでいる<sup>78</sup>。

### 7-3-1. NPO法人修復的対話の会について

RJ対話の会は、高齢者虐待の予防という観点から修復的対話に関心を持った梅崎氏が立ち上げたNPO法人である。現在では修復的対話の会へと名称を変更し活動を続けている。当初は埼玉県越谷市を拠点として活動していたが、現在は東京都足立区を中心に活動を展開している。同会は、修復的対話を実践するカナダ・オンタリオ州キッチナーのNGO団体であるコミュニティ・ジャスティス・イニシアティブ(CJI=Community Justice Initiatives)の取り組みをモデルとして修復的対話サークルという形で地域における修復的対話の実践を行っている。CJIには、3章で取り上げた1974年の2人の少年の器物損壊事件に携わった保護観察官であったヤンツィも参加している。梅崎氏らは当時、世界で唯一高齢者虐待の予防を目的とした修復的対話を行っていたキッチナーの指導者であるアーリン・グロウ氏や、CJIの高齢者虐待担当との交流を通じて高齢者虐待を予防するための地域づくりを学び、地域での実践に取り組んでいる。

### 7-3-2. カナダにおける高齢者虐待予防<sup>79</sup>

修復的対話を通じた高齢者虐待予防の仕組みはキッチナーで、日本の地域包括支援センターにあたるコミュニティ・ケア・アクセスセンター(CCAC=Community Care Access Centre)の看護師であったグロウ氏によって創られた。高齢者虐待が発生すると、ケアマネージャーやCCAC、警察、行政等の様々な部署に通報が入るが、キッチナーではCCACと警察が一体となり、同じ建物の中で地域内のすべての家族間暴力に対応する窓口を構えており、家族間暴力担当警官が常駐している。その中にCCACの看護師やソーシャルワーカーと家族間暴力担当警官、さらに訓練を受けた家族間暴力調整警官で構成される高齢者虐待レスポンスチーム(EART=Elder Abuse Response Team)というチームがあり、EARTに高齢者虐待の通報が入るとまず家族間暴力担当警官が状況確認のために訪問し、持ち帰った情報をCCACの看護師やソーシャルワーカー、家族間暴力調整警官らがアセスメントする。その結果、緊急性が低く、修復的対話を通じ家族が十分に話し合うことが望ましいと判断されたケースがCJIへと紹介されるという流れになっている。

家族間暴力調整警官やキッチナー警察署長によると、最初はCJIを紹介された高齢者は迷うこともあるが、子どもとの関係の修復を望む高齢者が多く、対話を希望することが多いという。また高齢者虐待は傷害事件・殺人事件にまで至るケースが多かったが、修復的対話を行ったケースでは事件に至らずにすむようになったという変化も見られている。

---

<sup>78</sup> 梅崎薫(2019)『修復的対話トーキングサークル実施マニュアル』、はる書房、著者紹介欄。

<sup>79</sup> 同上、pp. 53-57。

CJI は高齢者虐待の予防活動に加え、地域での修復的対話の体験会を行う他、地域や集合住宅の掲示板に、何かあった時に連絡できるよう CJI の連絡先を掲示している。地域住民が支援者と知り合う機会を作るとともに、気軽に相談ができる民間の窓口としての役割を担い、困りごとを早期のうちに対話で解決する方法があることを広めている。

### 6-3-3. キーパー養成講座

修復的対話の会では、修復的対話サークルを行う際の進行役であるサークルキーパーを養成する講座を年に3回ほど開催している。会場は足立区生涯学習センターであり、2日間にわたって修復的対話の理論と実践を学ぶ構成となっている。受講費は1万円に設定されているが、学生は無料で受講が可能である。また、2025年度(令和7年度)は日本財団からの助成があるので、足立区の教職員および学校関係者も受講費は免除されている。

筆者が参加した際の受講者は、筆者を含めて5人程であった。参加者の職種は職場でハラスメント対策を行っている者、小学校の養護教諭、障害者支援施設の職員など多様であり、東北から九州まで、全国各地からの参加者が見られた。

理論の講座では修復的対話の概要から、修復的対話サークルの基本的なルール、サークルキーパーとして大切なことを学ぶ。その後、実際に自らが参加者となって修復的対話サークルを体験し、キーパー役の練習も行った。以下では、キーパー養成講座での講義内容および配布資料を基に、修復的対話サークルの内容やルールについて説明する。

### 7-3-4. 修復的対話サークル

修復的対話サークルは、ケイ・プラニスガリーダーシップを取り普及させている対話である。修復的対話サークルには「知り合う→関係作り→課題に取り組む→行動計画作り」というプロセスがある。修復的対話サークルのうち、トーキングサークルの場合には、このプロセス中の「知り合う→関係作り」を繰り返す。トーキングサークルは葛藤や対立の程度の低い段階から行うことができるものであり、葛藤や対立のレベルの高いものとしては犯罪被害者と加害者のように対立のある関係において、近代司法と連携して量刑するサークルがある。

トーキングサークルは必ずしも、意見の対立や葛藤のある関係で行うものではない。意見の対立のないサークルでは話し合う内容がより広く多様であり、互いに対立を感じていない関係で多様な人と対話を重ねることで、時に、意識していなかった・気づかなかった意見の相違や葛藤に気づくこともあり、また、その誤解が解かれ自然に関係が修復されていく。また、他者の語りを聴くことによって他の人の経験に共感して自分自身との対話が生じ、自身の内面的な葛藤に折り合いをつける機会になることさえあり、その点では自分自身との関係修復が生まれることもあるとされている<sup>80</sup>。

---

<sup>80</sup> 同上、p. 31。

修復的対話サークルに関して、ケイ・プラニスの著書『The Little Book of Circle Processes』の内容を、山下英三郎氏(NPO 法人修復的対話フォーラム・コスモス村)が要約した「お互いを尊重する」「相手の話をよく聴く」「相手を非難しない」「発言しなくてもいい」という4つの基本的なルールを修復的対話の会では用いており、日本での実践でも知られるようになってきている。参加者はセンターマットという円形のマットを囲んで輪になって座り、トーキングピースと呼ばれる話し手を示す目印を順番に回して問いに答えていく。サークルキーパーはトーキングピースを持たずに話すことができるが、他の参加者はトーキングピースを持たなければ発言できない。他の参加者の話に対して自分の感想を語る場合や、自分とは意見が違ふと感じた場合でも「私(I)」を主語にした「I メッセージ」で話すことが求められる。例えば「私は…と感じた」と表現することで、相手を非難することを避けて自分の感情や考えを伝えることができる。また、自分の話す番が回ってきたとしても、無理に答える必要はなくパスをして次の人にトーキングピースを渡すことができる。

修復的対話サークルにおいては、理路整然と話す必要は全くない。「沸き上がった言葉をセンターマットに置いていくイメージ」とも表現されていたが、話している途中でうまくまとまらなくなったり、言葉に詰まったとしても気にする必要はないのである。また、すぐに話し始める必要もなく、沈黙の時間が長く続いた末に結局答えることなくパスを選んだとしても、トーキングピースを持っている間は自由に時間を使うことが認められている。

他の参加者の話を聞く際にも、話している参加者の目を見たり、相槌を打つという傾聴技法に従う必要もない。センターを見つめながら聴いても構わないし、相槌を打つ必要もない。修復的対話サークルにおいて求められるのは、ただリラクセスした状態で、相手の話に耳を傾けることである。

### 7-3-5. 実際の流れ

修復的対話サークルは、まずティンシャや鈴などの音を鳴らしてマインドフルネスの時間を設けることから始まる。参加者に深い深呼吸を促し、集中力を高めて日常から意識を切り替えるためにあえて儀式的な導入の時間が設定されている。なお、音を鳴らす代わりに詩を朗読することもある。

次に、参加者全員からガイドラインに対する合意を得る必要がある。ここでは前述の4つの基本的なルールやトーキングピースの使用方法など、対話の進行に関する約束事項について参加者に確認し、合意を得たうえでサークルを開始する。対話のテーマはサークルキーパーがカード等を用いて「問い」を設定するが、カードは言葉のカードや色のカード、動物の絵柄のカード、天気のカードなど様々であり、どのカードを使用するか、どのような問いを立てるかはサークルキーパーの裁量に委ねられている。ただし、サークルキーパーは参加者全員が発言しやすい問いであり、このサークルが未来の関係作りを目指す

ものであることから、できるだけポジティブな問いを立てることが求められる。また、問いの内容は事実の確認を目的とするものではなく、価値観や気分、感情といった内面的主観的な信念や意味を引き出すような問いであること望ましい。1つの問いについて全員の番が終わった後、残り時間応じてサークルキーパーは問いを発するラウンド回数を調整し、対話で共有された内容から新たにテーマを拾い上げて次の問いへと繋げることもある。問いを設定した際にはまずサークルキーパー自身その問いに対して答え、その後、参加者へと順にトーキングピースを回していく。サークルキーパーは対話を進行するという役割だけでなく、参加者に対してのモデル的役割も担っている。

参加者が問いに答え終えた後には、他の参加者の話を聞いて自分がどのように感じたかを共有する時間を設ける。ここでも、まずサークルキーパー自身がモデルとなって参加者の話を聞いて自らの感じたことを語り、その後、参加者へと順にトーキングピースを回していく。

最後の問いは、その日の対話に参加した感想である。これまでの問いではまずサークルキーパーがモデルとなって最初に答えていたが、この問いについてサークルキーパー自身は感想を述べず、参加者のみに感想を話してもらう。これは、対話の責任は参加者にある、という考えに基づくものであり、サークルキーパーが対話全体を総括することはない。サークルキーパーは参加者をねぎらい、感謝の言葉を伝えてサークルを締めくくる。会の終了後にはお茶やお菓子を用意し、参加者が日常へと戻っていく時間を設ける。以上が修復的対話サークルの全体的な流れである。

「お互いを尊重し大切にするために必要なこと」という問いを例にすると、会の基本的な流れは次のようになる。使用するカードは言葉カード(信頼、共感、敬意、傾聴、成長、努力、決断、希望、感謝、平和、発見、平穩、約束、元気、意欲、自由)である。

みなさん、こんにちは。これから修復的対話サークルを始めます。

私はサークルキーパーを務める〇〇です。

まず、対話に入る前に、マインドフルネスという瞑想の時間を始めます。(中央にろうそく風ライトなどを置き、明かりを灯す)

ティンシャという鐘を鳴らすので、8回程度、深い呼吸をしてください。息を長く吐くように意識してください。皆さんが8回呼吸を終えたかなという時にもティンシャを鳴らします。吐く息に集中して、「ひとつ、ふたつ、みーっつ」くらいの長さでゆっくりと呼吸します。目を閉じてもいい人は目を閉じて、目を閉じたくない人は中央の明かりを見つめて大丈夫です。では、開始します。(ティンシャを鳴らす)

(終わりを告げる際にもティンシャを鳴らす)8回ほど、終わりましたか。

では、修復的対話サークルを進めていく上での決まりごとについて説明します。

(中央に置いたトーキングピースを指して)ここにあるのは、トーキングピースです。このトーキングピースを持っている人だけが話すことができます。

順番に皆さんに回していきますが、トーキングピースを持っていない人は発言できません。ですから、他の人の話を黙って聴く時間が長くあります。

他の人の話をじっくり聴くことを大切にしてください。

次に、このルールカードを見てください。ここに書いてある、

①お互いを尊重する、②相手の話をよく聴く、③相手を非難しない、④発言しなくてもいい

これらがルールになります。他の人の話を聴いて、自分と意見が違っても、「私は(I)」という主語から話し始める「Iメッセージ」で「私は…と思った」というように話し、相手を非難しないようにしてください。

また、自分にトーキングピースが回って来ても、無理に発言する必要はありません。話したくない時はや、わからない時はパスをして次の人にトーキングピースを渡して大丈夫です。

忘れないように、ここにルールカードを置いておきます。

まずは自己紹介から始めたいと思います。

では、△△さん、トーキングピースを選んでもらえますか。(トーキングピースが複数ある場合は1つを選んでもらう)

ありがとうございます。私は〇〇です。(自己紹介をする)

では、△△さんにトーキングピースを渡します。△△さんから時計回りに、自己紹介をしてトーキングピースを回してください。

(自己紹介を終え、言葉カードを広げる)

対話のテーマは、「お互いを尊重し大切にするために必要なこと」です。

ここにある言葉カードから、お互いを尊重し大切にするために、あなたが必要だと思う言葉を1枚選んで、どうしてその言葉を選んだのか、その理由を教えてください。

では、最初に私から始めます。私は、この言葉カードを選びました。なぜかという  
と、××という理由で〇〇と思ったからです。

では、先程のようにトーキングピースを回します。話し終えたら、隣の人に渡してください。(全員の番を終える)

いろいろなお考えがありましたね。他のみなさんのお話を聴いて、どう思いましたか。自由に感じたことを話してください。

私は、〇〇、△△だなあと感じました。(トーキングピースを回す)

(全員の番を終える)

どうもありがとうございました。今日の修復的対話サークルはいかがでしたか。感想を教えてください。(サークルキーパーは感想を述べず、トーキングピースを回す)

では、今日の対話の会を終わります。お茶とお菓子を準備していますので、召し上がってください。

以上が基本的な進行の流れである。時間の制約や参加者に応じてサークルキーパーが問いの数を調整したり、使用するカードを変更するなど、柔軟性の高い実践が可能である。なお、修復的対話サークルを行っている途中、トーキングピースを持たない参加者の発言など、最初に確認したルールを外れる行動が目立ち、他の参加者への影響を及ぼすおそれがある場合には、その参加者を直接指摘するのではなく、ガイドラインを全員で再確認することが望ましい。

### 7-3-6. 質疑応答

#### 質問1

「修復的対話の会の現在の主な活動内容について教えていただきたい。特に、学校での取り組みについて詳しく伺いたい。」

都内の小・中学校において、修復的対話サークルやトーキングサークルの実施依頼を数年前から受けている。これらの依頼は、もともと当該学校でスクールソーシャルワーカーとして勤務していた方が、在職中にトーキングサークルを導入したことに端を発している。彼らの退職後も取り組みを継続したいという学校側の意向から、校長を通じて依頼が寄せられている。

修復的対話を実践する NPO 法人は関東に 3 団体存在し、千葉の山田由紀子弁護士が代表を務めていた「対話の会」、スクールソーシャルワークの草分けである山下英三郎氏の「修復的対話フォーラム」、そして私たちの「修復的対話の会」である。これら 3 団体は、数年前に合同で企画を開催するなど、連携関係にあった。私はこの 3 団体全ての会員であり、特に修復的対話フォーラムとは、同じソーシャルワーカーとしても関係が深く、当法人の会員にも、両団体の会員を兼ねている者が少なからずおり、学校からの依頼に際してサークルキーパーが不足する場合には、相互に協力して人員を補い合っている。なお、山下氏は現在山梨県に転居し、「コスモス村」という NPO 法人を新たに立ち上げている。そこでも修復的対話の学びの機会が設けられており、必要に応じてコスモス村のメンバーにも支援を依頼している。

現在、継続的に修復的対話サークルの授業を希望している中学校は 4 校程度あり、年 1 回実施の学校もあれば、年間 2、3 回の実践を希望する学校もある。1 学年が約 100 名の場合、サークルキーパーは少なくとも 10 名必要になるが、平日にこれだけのボランティアを確保するのは容易ではない。そこで、2025 年度(令和 7 年度)に日本財団の助成を受けて実施している事業では、1 グループに 1 名のキーパーを配置するのではなく、「1 クラスに 1 名のキーパーが担任教員と協働して授業を行う」という新たなスタイルの開発を目指している。この方式により、学校が道徳の授業の一環として修復的対話サークルを導入できるようにし、ボランティア参加への関心と需要を高めることを目的としている。この取り組みは、私自身が大学の授業で実践してきた方法を基盤としている。

大学生（特にソーシャルワークを学び、実習を終えた3年生）に対しては、約60名規模でもサークルを実施できたが、小中学生は発達段階の違いから実践の難易度が異なる。中学生では十分に実施可能であると感じているが、小学生では難しいかもしれないと感じている。

中学校では全3回のプログラムを予定しており、第1回は色カードを用いた導入、第2回は教科書を使用した対話、第3回は「お互いを大切にするために何を重視するか」というテーマでガイドライン作りを行う。こうした定型を整備することで、教員が修復的対話型授業を実施しやすい環境を整えることを目指している。

小学校では3年生と5年生を対象に試行しており、5年生では概ね実施可能であるが、3年生では各グループに大人が入らないと円滑な運営が難しい。小学校では4回構成を想定し、第1回は色カードによる導入、第2回はイラストカードを用いてトーキングサークルに慣れさせることを目的とし、第3回は教科書を用いた対話、第4回は「お互いを尊重すること」に関するガイドラインづくりを行う予定である。最終的には、これらの授業計画と実施手順をまとめ、冊子として作成することを目指している。

## 質問2

「学校でのいじめ予防を目的としたプログラムは実施されているのか。」

いじめ防止を目的とした学校での対話取り組みは、実は質問1で述べたものである。国際的にも、学校におけるいじめ防止の取り組みは、授業の中で修復的対話を行うことに基づいている。特に、学校生活の中でガイドラインを作成し、通常の授業や朝の会、帰りの会などにおいて継続的に修復的対話型授業やトーキングサークルを導入することが、学校を安全で安心できる環境にするための実践であり、これがいじめ防止のための根幹的な活動であると考えられる。

現在も都内の複数の中学校から依頼を受け、継続的に修復的対話の実践を行っているが、この取り組みは、校長をはじめとする学校側の「子どもたちが安全に過ごせる学校づくりを進めたい」「子どもたちのコミュニケーション能力を高め、いじめを未然に防止したい」「より質の高い教育を実現したい」といった意図によって支えられている。

## 質問3

「学校での活動において、関係者との連携に際して困難であった点や、課題として感じたことはあるか。」

校長からの依頼を受けて授業に伺う際、連携に際しての難しさはほとんど感じていないが、トーキングサークル実施の過程ではいくつかの課題が生じる。特に、教員が生徒の対話の内容を知りたいという関心から、サークルのすぐ外側で身を乗り出して話を聞こうと

したり、外部から発言したりすることがある。サークル外の者が外から話を聞いたり、発言に加わることは、サークル内の心理的安全性を損なう恐れがあるためやめてほしいということを繰り返し伝え、しかし、教員が生徒の様子を知りたいと思うのは当然のことなので、実施手順等を事前に配布し、遠くから様子を見るようお願いしている。

また、教員は学校業務で多忙なため余裕がなく、修復的対話による授業運営を担えるようになるための研修を十分に受けることが難しい。理想的は教員自身がサークルキーパーを務めることが望ましいが、1回の研修で習得できるというものでもない。そのため、教員の負担を軽減しつつ、文部科学省が推奨する「対話型授業」を現場で実施できるよう支援体制を整えることが重要であると考えている。

一方で、自らの授業として修復的対話を導入したいと考える教員も存在する。その意欲は非常に歓迎すべきものであるが、単に「トーキングピースを用いればトーキングサークルになる」というわけではない点が難しい。修復的対話は構造化された対話であり、その枠組み自体はシンプルに見えるが、実際に行うと、その枠組みに手を加えたいくなる誘惑が起きやすい。変更を加えてもよい部分と、変更を加えることでサークルではなくなってしまう部分があり、その見極めが経験を積まないといけない。重要な部分に変質し、似て非なるものになってしまうことがある。

トーキングサークルは、民主主義の実践であり、心理的安全性を基盤とした対話の場である。このような環境下で、参加者が自らの体験やエピソードを共有することで豊かなりフレクションが生まれ、不安の軽減や活気の向上、共感性の高まりといった効果が期待できる。これにより、参加者間のコミュニティがより安全なものとなると考えられている。

したがって、授業においても心理的安全性の確保が不可欠であるが、学校教育の場では、教員が一定の権威を持ち、クラスを統制する必要があるため、完全に対等な立場で対話を行うことは難しい。特に思春期の生徒と対峙する中学校や高等学校では、生徒と完全に対等になろうとすれば、時に教員は生徒より弱い立場となり、生徒から被害を受けることになるだろう。そのため教員がサークルキーパーを担うことに限界があるかもしれない。一方で、教科担任制を採用する中学・高校では、担任以外の教員がキーパーを務める形であれば可能性があると考えているが、現状ではそのような熱意を持つ教員がいない。

さらに、日本の教育現場では、特に国語の授業において「ディスカッション」や「ディベート」といった意見交換型の活動が重視される傾向が強い。そのため、「話したくないときは話さなくてもよい、パスをしてもよい」というトーキングサークルのルールが、授業設計上受け入れにくい側面がある。その意味では、社会科などの授業のほうが導入しやすい可能性があると考えている。

もともと、ディスカッションやディベートにおいても、信頼関係が形成されていなければ本質的な成果は得られないので、信頼関係を築くという意味でトーキングサークルは最も効果的な手法であるということが教育現場でも理解されるようになることを願っている。

実生活や政治の場面において、信頼関係が基盤であることは多くの大人が理解している。その信頼関係を短時間で形成することができれば良いが、時として信頼関係は短時間では形成できるものではないという事実もある。外交や政治の場面では、その形成のために水面下で継続的な努力がされているはずであるが、そうした地道な取り組みを経ずに、短時間で成果のみを求めようとする傾向があることが、現代社会の課題である。修復的対話においても、時間的効率を重視する風潮とのジレンマをどのように克服していくかが、対立を乗り越える上で極めて重要な課題であると考えている。

#### 質問 4

「キーパー養成講座はいつ頃から開始され、これまでにどの程度の人数が受講しているのか。」

2016年から、これまでに150人程の方がキーパー養成講座を受講しており、体験会として行ったものへの参加者を合わせると200人以上が修復的対話サークルを学ぶ場に参加している。

#### 質問 5

「勉強会にはどのような人が参加しており、どのような内容を行っているのか。」

フォローアップ・勉強会は、今年から新たに開始したものであり、毎月第3土曜日または日曜日の午後に半日間開催している。私自身が大学を定年退職したことにより、継続的な運営が可能となった。2025年度(令和7年度)の勉強会では、主に学校における道徳授業での修復的対話の実践方法について、ロールプレイを通じた意見交換を行っている。

この勉強会は、修復的対話の会が毎月実施している対面での「対話の会」およびオンライン対話の会の担当者が参加し、修復的対話を新たに知りたい人、学びたい人やキーパー養成講座を修了した人へのフォローアップも目的として開催している。また、これから学びたい方にも場を開いている。

参加者は多様であり、学校現場で修復的対話を実践したい教員をはじめ、企業や労働現場でハラスメント防止に取り組む人、非暴力コミュニケーション(NVC=Nonviolent Communication)やオープンダイアログを学び、さらに修復的対話への理解を深めたいと考える人などが含まれている。また、障害のある人々を支援する職場での実践を目指す人、ひきこもりの人々や虐待を受けた子どもを支援する人、トラウマ支援に関心を持つ人、さらには虐待や犯罪の被害者・加害者双方の立場から学びに参加する人もいる。

#### 質問 6

「修復的対話の会で行われているトーキングサークルは葛藤のレベルの低い段階のものであるが、今後、被害者加害者対話等のより葛藤レベルの高いテーマを扱う予定はあるか。」

被害者と加害者といった対立関係にある当事者間の対話を実施することを目指し、昨年度に勉強会を開催した。しかし、ロールプレイを行い練習する際、被害者側・加害者側の双方に加え、それぞれに関係する第三者のグループが必要であり、最低でも9名の参加者が求められる。そのため、十分な人数を確保することが課題となった。キーパー養成講座を修了した人々や、他団体・海外で修復的対話を学んだ人々に呼びかけ、ロールプレイ形式による勉強会への協力を呼び掛けたが、毎回協力できる人数は5、6名程度にとどまり、勉強会の開催自体が難しく断念した。その後、現在のフォローアップ勉強会の形になった。

#### 質問7

「千葉県のNPO法人『対話の会』の解散後、被害者加害者対話を扱う場が無くなったように思われるが、その分野で現在活動している、または今後取り組もうとしている団体や個人をご存じか。」

「対話の会」が解散したが、関西にも修復的対話の実践を試みたNPO法人が過去に存在していた。いずれの団体も、弁護士が中心となって運営していた組織である。その他で対立関係にある人々の仲介を行っていた団体としては、東京都人権センター内で弁護士・司法書士・社会福祉士が協働して実施していた取り組みがあると記憶しているが、検索しても現在はその活動の詳細を確認できず、現状はわからない。また、「メディエーターズ」というNPO法人が存在し、「トランスフォーマティブ・メディエーション」という手法を用いた仲介活動を行っている。これは主に離婚などの民事紛争におけるADR（裁判外紛争解決）で多く用いられるアプローチであり、海外では幅広く実践されているものだと思うが、メディエーターズさんは学校等、様々な場でも実践されているようだ。

#### 質問8

「現在の日本における修復的司法や修復的対話の状況をどう考えているか。」

日本における修復的司法の導入は、被害者への支援が不十分だったために失敗したと考えている。刑事司法関係者の多くも、修復的司法を日本社会に導入する際の最大の課題を、被害者の理解をいかに得るかという点にあると指摘している。日本への導入初期、被害者の回復よりも加害者の再犯防止に関心を持つ司法関係者が多く関与しており、協力した被害者たちが「加害者の更生のために自分たちが利用された」と感じたことが、怒りや不信

となって残り、被害者団体の強い反発もあって結果として現在まで続く抵抗感につながっていると考えている。

こうした傾向は日本だけでなく、国際的にも見られる課題のようで、ハワード・ゼアも、近年の著書において被害者の回復の重要性をより強調しており、修復的対話には「被害前」と「被害後」に行う対話があり、それらが実は連続していると述べている。ゼアも指摘するように、加害の背景には必ず被害体験が存在し、被害者の回復が果たされないことが新たな加害へとつながると考えられるからである。

しかし、近代司法の枠組みにおいては、刑罰が特定の行為に対して科されるため、被害と加害の連鎖が情状酌量されても、その連続性に対しては一定程度切り離して扱わざるを得ない。修復的司法は、まさにその近代司法の限界を乗り越えるために必要な新しい司法であり、オーストラリア、ニュージーランド、EU諸国、台湾などでは厳罰主義に代わる形で、社会内処遇を含め、厳罰に代わる刑罰を必要とする犯罪者に対して選択できるよう、制度化が進められている。これらの国々では、修復的対話は司法制度と連携しつつも、むしろ市民団体など司法外の組織によって広く実践されている。犯罪後の支援としては、刑務所出所者が地域に再適応する過程で、地域福祉と繋がりながら再犯防止を目指す活動が行われている。

一方、被害の前の段階では、学校でのいじめ防止、職場でのハラスメント防止など、未然防止型の修復的対話が重視されており、主な実践の場は学校であり、職場であり、地域コミュニティである。さらに、近年の国際情勢においては、戦争や内戦が続く中で、報復を抑制し、戦後社会の分断を防ぐ手段としても修復的対話が求められている。

被害者支援の分野でも修復的司法の理念を取り入れる可能性は指摘されているが、現状では依然として慎重な姿勢が見られる。たとえば、元上智大学の伊藤富士江先生や元常磐大学の諸澤英道先生らは長年にわたり被害者支援に携わっているが、被害者たちの会に参加した際、直接の加害者ではなくとも加害体験がある人と、被害体験のある者としての間接的対話について意見を求めると、多くの被害者が「加害者とは会いたくない」「話をしたくない」「考えられない」と強い拒否感を示していた。

日本では被害者支援や被害者への支援や権利保障がまったくない時期もあった。現在では意見陳述制度など一定の進展は見られるものの、多くの被害者が依然として「司法の蚊帳の外」に置かれていると感じている。被害者支援の現場において修復的対話という方法を提示しても、受け入れ難いと考える人々が少なくないのが現状である。私自身も修復的司法を学んできたが、司法制度の枠組みの中で導入を進めるよりも、むしろ司法の外側で「修復的対話」として一般市民の間に理解を広げていく方が、誤解を解くためには有効であると感じている。実際、修復的対話の会の活動には、被害体験をもつ人も、加害体験をもつ人も参加している。オンラインの対話会では、初参加者に対して事前に個別面談を行い、参加の動機や背景を尋ねており、その中で、自らを「加害者」と名乗る人は少ないが、話をしている中で気づくことがある。また、彼らが対話を通じて「自分の加害行為

は、自身の被害体験から生じている」と気づく人も多い。地域というのは全ての人を網羅しているので、被害者加害者対話とあえて言わずとも両方の方がいるので、それでいいのではないかと思っている。

以前、イタリアでの修復的司法の取り組みを視察した際、元受刑者の方たちを地域に再統合させる際、いかに排除せず、安全に包摂していくかということを司法関係者のみならず、大学生、地域団体、ソーシャルワーカーが協働していることを知り、改めて修復的対話とは地域福祉であると感じた。日本では、司法関係者が修復的対話をVOMに限定して理解する傾向があり、再犯防止の枠組みに留まっている。高齢者や障害者、家族介護の現場など、被害と加害が複雑に絡み合う福祉領域にこそ修復的対話が求められている。

たとえば、老老介護の疲弊から生じる不適切介護のケースや、認知症による加害行為、あるいは貧困に起因する高齢女性の万引きといった社会構造的な問題に対して、罰を与えるのではなく、関係性の再構築を通じて再発を防ぐことが重要であると考えている。修復的対話の理念を地域福祉の実践に位置づけ、地域全体を包摂する形での支援をしていくことが、今後の日本では求められていくと考える。

#### 質問9

「修復的対話の会の目標・目的はどのようなものか。」

修復的対話の会は、修復的対話という対話そのものの普及を目的とするのではなく、むしろその理念を地域福祉の実践に生かすことを目指して活動している。私自身が福祉専門職としての経験を持つことから、新しい地域福祉の在り方として修復的対話を位置づけており、地域における人と人とのつながりの再構築や、未然防止の視点をもった支援の広がり重視している。

現在、小・中学校での修復的対話の実践を行っているが、最終的には修復的対話の考え方が地域全体に浸透していくことを期待している。学校は社会的に重要な資源であり、そこに通う子どもや保護者が修復的対話に触れることで理解が深まり、地域社会全体にその価値が広まると考えているためである。

また、現在の社会では、虐待防止やハラスメント防止といった分野には予算が配分されているものの、多くは弁護士や司法関係者による脅すような研修ばかりであり、そのような方法では根本的な解決や意識の変化は生まれにくいと考えている。しかし、脅すような研修のやり方に疑問を持ち、キーパー養成講座を受けてくれる人もいるため、そこから修復的対話を研修に取り入れてくれればよいなと思っている。人々が対話を通じて自らの意識や関係性を変えていくような学びの場を提供することを目指している。

近年では、経営分野などでも「トーキングサークル」や、ファシリテーションにおいて「トーキングスティック」「トーキングオブジェクト」といった名称で話し手を示すものを使い、聞き手と話し手を分ける類似の実践が行われているが、その実践の中には修復的

対話とは異なる対話や、トーキングサークルとして、本来の理念や構造が十分に理解されず、形だけが模倣されている場合も見受けられるかもしれない。しかし修復的対話の会としては、その変質を懸念しつつも、実践者を信頼しながら、修復的対話の理念が多様な現場で広がっていくことを歓迎している。

最終的な目標は、修復的対話の精神が教育、福祉、職場、地域といった多様な場で共有され、人と人とが互いを尊重し、支え合う社会の基盤として根付くことである。

#### 質問 10

「今後の活動の展望や、予定している取り組みはあるか。」

今後の活動については、これまで取り組んできた学校における修復的対話の実践に加え、今後は職場におけるハラスメント防止を主なテーマとしていく予定である。昨年度、退職前に科学研究費を獲得し、職場のハラスメントを未然に防止するプログラムの開発とその検証に関する研究を開始した。現在は日本財団からの助成を受けて学校現場での活動を続けているが、来年度以降は職場でのハラスメント防止の実践研究へと重点を移していく見通しである。

学校現場については、今後は主に現場の教員が主体となって取り組みを継続していくことを期待している。修復的対話を授業や学級経営に取り入れるには教員自身の理解と意欲が不可欠であるが、現状では多忙な業務の中でキーパー養成のための研修を受ける余裕がある教員は少ない。しかし一方で、特に高等学校の教員の中には研修を希望する者も増えており、現状を何とかしたいと考えている者もいる。そのような層を中心に実践が広がる可能性も感じている。今後は学校現場への支援を継続しつつも、主体的な実践は教員に委ねる形を目指している。

今後2年間では研究予算があるので、職場のハラスメントを未然に防ぐための「修復的対話型研修プログラム」の開発と検証を進める予定である。これまでのハラスメント防止の研修のような、脅しによる防止ではなく、参加者が対話を通じて互いの理解を深め、安心して働ける環境を自ら作り出すことを目的としており、修復的対話を通じてポジティブな気持ち生まれ、結果的にハラスメントを防止することを目指している。

さらに、ハラスメント防止に関して修復的対話が効果的というエビデンスを示すことも今後の課題である。エビデンスを提示することで、企業が修復的対話を導入しやすくなり、社会的な広がりにつながってほしいと考えている。企業はハラスメント対策に一定の予算を持つが、その効果を裏付ける根拠を示せたなら選んでくれる企業も増え、修復的対話がより広まっていくのではないかと考えている。

#### 6-3-7. 小括と私見

修復的対話の会の活動は、刑事司法領域における修復的司法とは異なり、福祉的アプローチとして修復的対話を地域で展開しようとするものである。同会の活動は修復的司法の理念を保ちながら、地域福祉実践として再解釈する試みとして注目される。司法の分野では、「何かを解決すること」を目的としたアプローチに重点が置かれるが、修復的対話の会によるトーキングサークルは、現在の葛藤の解決よりもむしろ関係性の構築と、将来における葛藤・対立関係の予防に重点が置かれている。こうした取り組みは、学校でのいじめや職場でのハラスメントを未然に防ぐ、安全な地域コミュニティの基盤づくりへと発展しており、司法の分野でなくとも、葛藤の発生する前段階から修復的司法の理念を反映させることができる点で、修復的司法の適用可能性を広げる実践として評価できる。

キーパー養成講座に参加した際、参加者として修復的対話サークルを体験したが、「話さずにパスをしてもよい」「沈黙も尊重される」「発言者を見て相槌を打つ必要はない」「発言の有無や内容に評価が下されることはない」といった環境のもとで、参加者は自由に言葉を紡ぎ、沈黙の後にパスをしてもそれを全員が認めているという、学校や職場で求められる話し方・聞き方とはまるで異なるものであったが、そこには心理的安全性が十分に確保され、対等な場が作られていると感じた。学校での実践では、最初はずっとパスを続けていた生徒が次第に話すようになっていたり、パスをしても、沈黙の中で考えている様子も見られたといい、子どもたちにとっても意義のある時間になっているのではないかと考える。ただし、従来の学校教育とは大きく異なるものであるため、教員や学校側の理解を得て適切なサークルの運営を求める場合はやはり、修復的対話サークルを実際に体験し、その空気感を感じる必要があると思われる。実際、キーパー養成講座は2日間の受講で終了するが、その後数回は対面やオンラインで行われる修復的対話サークルに参加することが推奨されている。しかし、教員にその時間の確保を求めることは負担にもなるため簡単に勧めることはできず、修復的対話の会のボランティアにも人数に限りがあるという現状がある。

日本では修復的司法の導入が停滞しているが、修復的対話の会の取り組みは、福祉・教育・地域実践という文脈の中でその理念を共有しながら活動しているものである。司法への導入という高いハードルをいきなり目指すのではなく、こうした地域での市民主体の取り組みが社会の基層に浸透することが、結果的に修復的文化の形成につながるのではないか。とりわけ、被害・加害・支援の境界が曖昧な福祉領域において、対話を通じて関係性の構築を支援する仕組みは、今後の超高齢者社会における新しい地域福祉のモデルになる可能性を持つ。修復的司法の本質は、法制度にとどまらず、人と人との関係性をいかに修復し、構築していくかにある。修復的対話の会の実践は、その理念を日本社会に根付かせるための重要な実践であるといえる。

## 8. 日本における修復的司法の課題と展望

### 8-1. 修復的司法の現状

本稿ではこれまで、日本において修復的司法の理念がどのように取り入れられてきたのか、制度および実践の両面から検討した。具体的には、心情等聴取・伝達制度、少年院や刑務所における矯正教育、ならびに民間団体による対話実践を取り上げ、それぞれの特徴と意義を整理した。日本において修復的司法が正式な制度として導入されているとは言い難い一方、その理念や要素はすでに刑事司法の周辺において部分的・断片的に実践されている。日本の刑事司法は応報的司法を基軸としつつも、被害者の声を加害者に届ける仕組みや、加害者に被害の現実を直視させる教育的試みを通じて、修復的司法的要素を補助的に取り込んでいる段階にあると評価できる。

心情等聴取・伝達制度は被害者と加害者の直接の対話を行うものではないものの、被害者が自身の被害経験や思いを表明する機会となる点において、被害者の尊厳回復に繋がる制度であり、修復的司法の理念とも重なる制度であるといえる。また、少年院や刑務所における教育実践、特に島根あさひ社会復帰促進センターのTCユニットや八街少年院のグループワークに見られるように、被害者の視点を取り入れた教育や、感情の言語化を重視する取り組みは、加害者が自らの行為と向き合い、責任を引き受けるための基盤を形成することに繋がる。これらの実践は被害者との直接対話には至らないものの、修復的司法が前提とする関係性の再構築に向けた準備段階として位置づけられるだろう。さらに、NPO法人修復的対話の会の活動のように、学校教育の場における実践の動きもみられている。

他方でこうした取り組みは、実施の可否や内容は各施設や担当者の裁量に委ねられる部分も大きく、地域差・施設差が生じている点にも課題がある。また被害者と加害者の対話を扱っていたNPO法人対話の会が本稿執筆中の2025年6月に解散を決定しているほか、過去にも他の修復的司法を扱うNPO法人が解散しており、民間主導の修復的司法実践は不安定な状況にあると言える。

このように、現在の日本における修復的司法は、その理念と共通するような実践の端緒は見られるものの、刑事司法制度の中心に組み込まれるには至っていない。その背景には、応報的司法観の強さに加え、修復的司法が加害者の更生に被害者を利用するものであるという誤解が生まれていた歴史的経緯が未だに続いていることも考えられる。こうした現状を踏まえつつ、日本において修復的司法を展開していく上での課題と、その可能性について検討する。

## 8-2. 修復的司法導入の課題

これまでの実践状況を踏まえると、日本において修復的司法の理念は、民間の実践や刑事司法制度の周辺において部分的に取り入れられているにとどまり、その展開は限定的である。この背景には日本の刑事司法が有してきた構造的・文化的特性が深く関係していると考えられる。

まず挙げられるのは、制度的課題である。日本の刑事司法は検察官による起訴独占主義を軸として犯罪行為を「国家対加害者」の関係として処理する構造である。この枠組みに

において、被害者はあくまで捜査や裁判における証人として位置づけられやすく、紛争当事者としての主体的な関与は限定されてきた。被害者参加制度によって被害者が手続に関与できる機会は拡大したものの、制度開始から 20 年にも経たない比較的新しい制度である。被害者と加害者が制度上当然に切り離されてきた日本の刑事司法において、被害者・加害者・コミュニティの三者が対話を通じて解決を模索するような修復的司法の考え方は受け入れが容易なものではなく、また既存制度の中に位置づけにくいものでもあると考えられる。

次に、文化的・意識的課題が存在する。日本社会において、犯罪に関する問題に限らず日常的な紛争一般についても、対話によって問題解決を図ることに慣れておらず、対等なコミュニケーションとしての対話の価値や方法が十分に共有されているとは言い難い。加えて当事者が主体的・自律的に対話に参加するための精神的な準備や生活基盤の支援を同時に整えることの困難さや既存の刑事司法手続の中にある当事者が対話に参加するためのルートが不明確であり、民間団体等がそうしたニーズに出会いにくいことなどが日本において犯罪現象にまつわる対話実践がそれほど促進されていない要因として指摘されている<sup>81</sup>。

また、日本の刑事司法においては、処罰を通じて社会秩序を回復するという価値観が根強く、刑罰を重くすることで犯罪の抑制となり、加害者が更生するという厳罰化志向も強い。加害者の多くも被害体験を持つという「加害者の被害者性」といった問題も広くは知られず、ただ一律に悪人として扱われがちである。また量刑判断において、加害者の謝罪や反省は考慮されるものの、その場しのぎの形式的な謝罪として評価されることもあり、被害者との関係性の中で責任を引き受ける過程として捉えられてきたとは言い難い。このような現状からすれば、対話や合意形成を重視する修復的司法は甘い対応であると受け取られる危険性を持っている。

しかし、修復的司法プログラムは時に従来の刑事司法よりも加害者に対し酷なものになり得るとの批判もある。修復的司法プログラムにおいて合意される内容は、長期にわたりその履行を求められるものや、相当数の約束事が決められるものもあり、刑事司法における犯罪と刑罰の均衡という観点からはバランスが取れていない場合があることや、同種事案であっても関係者の態度によって処分に差が生じる場合もあることなどが指摘される。また軽微な事案では、従来は被害者への真摯な対応を求められないような場合にも、修復的司法のプログラムにおいては加害者は被害者と向き合うことが求められる場合があり、従来の刑事司法よりも加害者に対して「責任の自覚」を強く求め、コミュニティからも非難を受ける場として形を変えた厳罰化であるという批判もされている<sup>82</sup>。

---

<sup>81</sup> 森久 智江(2024)「被害者本人からみた刑事手続きと修復的司法(RJ)への期待」、『刑事弁護』、第 119 号秋季、pp. 139-142。

<sup>82</sup> 前掲注 15、p. 51。

また、被害者保護との関係における課題も挙げられる。修復的司法は被害者の尊厳回復や主体性の尊重を重要な理念として掲げる一方で、被害者と加害者の接触を前提とする場合には、二次被害の可能性が指摘されてきた。その結果、被害者と加害者の直接的な対話はリスクとして回避され、心情等聴取・伝達制度が間接的手法にとどまっているのも、このような配慮からであると考えられる。しかし、被害者の心理的負担を最小限に抑えようと強く意識するあまり、自己の回復のために加害者との関わりを求める被害者の選択肢まで狭め、機会を奪ってきたのかもしれない。

以上のように、日本における修復的司法導入に対しての困難さは、制度設計の未整備に加え、共有されてきた価値観や被害者保護をめぐる慎重な姿勢といった複合的な要因によって生じているといえる。しかし、これらは課題であると同時に、日本において修復的司法をどのような形で展開すべきかを検討するための重要な手がかりでもある。これらの課題を前提とした上で、日本における修復的司法の可能性と今後の展望を検討する。

### 8-3. 修復的司法の可能性と今後の展望

日本において修復的司法は、既存の刑事司法制度において満たされてこなかったニーズを補完する枠組みとして位置づけることが現実的であると考えられる。すでに日本では、心情等聴取・伝達制度や矯正施設における教育的実践を通じて、被害者の声を加害者に伝える仕組みや、被害の現実を直視させる取り組みが行われているほか、NPO等民間の活動も一定の役割を果たしてきた。

しかし、民間団体による実践は資金やボランティア等の確保といった点で不安定さを抱えており、修復的司法を持続的に展開していくためには、国家による支援・介入が不可欠であるといえる。理想としては刑事司法の枠組みにおいて、任意性を十分に確保されたうえで、被害者と加害者が対話を行える選択肢が設けられることが望ましい。もっとも、過去に実施された被害者加害者対話のモデル・パイロット事業である少年対話会には、対象事件が軽微なものに限られていた点などの問題もある。他方でNPO法人修復的対話の会においては、殺人を含む重大事件についても対話の実践が行われてきた。重大事件については被害の深刻さから慎重な判断が求められるものの、一律に排除するのではなく、民間で扱われた事例や当事者の意向等から慎重に検討されるべきである。

法制化を検討する上では、両者の同意に基づいて行われる制度であり、修復的司法プログラムへの参加・不参加やそこでの対話が証拠とされることがあってはならない。国連犯罪防止刑事司法委員会が第9会期において採択した修復的司法に関する国連基本原則において、修復的司法プログラム利用について定められた項目では「修復的過程は加害者を問責する十分な証拠が存在し、かつ被害者および加害者が自由かつ自発的に同意する場合のみ用いるものとする。被害者および加害者は過程の間のいかなる時でもその同意を撤回できるものとする。」「被害者および加害者は修復的過程への参加によって、通常、事件の基本的事実には合意するものとする。加害者の参加という事実をその後の法的手続におけ

る有罪認定の証拠として用いてはならない。」と規定されている<sup>83</sup>。これらは日本において修復的司法を導入・拡充する際にも厳格に順守されるべき事項である。

また、矯正施設における教育分野の実践について、八街少年院へのヒアリングと島根あさひ社会復帰促進センターの取り組みを取り挙げているが、少年院では通常少年同士の会話は禁止されていることから少年同士の対話を含むグループワークは珍しく、PFI 刑務所における取り組み等も即座に他の矯正施設で取り入れることは困難であろう。しかし、将来的な展開に向けた先駆的な取り組みとして実績となり、段階的に、他施設へと広がりを見せるのではないか。

修復的司法はあくまでも被害者を中心に据え、その回復とニーズに応えることから始まったものである。そのため、修復的司法が受け入れられていくためには被害者の支援が十分に行われていることが必須の条件である。その上で、修復的司法が被害者にとっての選択肢の一つとして任意に選ばれるものであるならば、修復的司法に対する誤解や抵抗感も緩和されていく可能性がある。そのためには今後も絶えず被害者の地位の向上と回復への支援に目が向けられ続けるべきであり、修復的司法が単なる話し合いの場ではなく、賠償等の約束を得る機会となり得ることや、さらには被害者自身の回復に繋がる機会ともなり得ることが周知されていくべきである。

さらに、対話の場を安全に運営するためのファシリテーターの育成も不可欠である。被害者に二次被害を与えないためには安全が保たれる必要がある。また被害者・加害者のいずれにも偏らない中立な立場である必要があるが、刑事司法に関わる多くの専門家は被害者担当と加害者担当が分かれており、その点では民間での実践のように、講義を受けた一般市民等が場の運営を行うという形も検討されるべきである。修復的司法の理念が適切に理解され、安全性が保障されることは修復的司法への信頼を高める上でも重要である。

以上を踏まえると、日本における修復的司法の可能性は、既存制度との調和を図りながら、特に被害者と加害者の対話に関しては段階的かつ慎重に展開していくべきであり、現在行われている制度や教育、民間の実践は引き続き実践されていくことで将来的には被害者と加害者が対話を行う未来もあり得るのではないだろうか。平山は修復的司法について、「1人の人間としての加害者の姿が見えないがゆえに、恐怖や憎しみ、復讐の感情に強くとらわれがちな被害者に対してあくまでも一つの可能性を提供するものとして修復的司法は存在するのである」<sup>84</sup>と述べている。修復的司法は、日本の刑事司法において応報的司法を否定する対抗軸ではなく、被害者の尊厳回復と加害者の再統合を同時に目指す補完的な枠組みとして位置づけられるべきである。

## おわりに

---

<sup>83</sup> 前掲注 25。

<sup>84</sup> 前掲注 26。

本稿では、日本における修復的司法の現状と可能性について検討してきた。修復的司法は、従来の刑事司法が十分に応答してこなかった被害者や加害者、さらにはコミュニティの回復という課題に対し、将来に向けての関係を修復し、回復への道を探るアプローチである。被害者と加害者の双方をエンパワメントし得る可能性を持っている。また、その取入れについては必ずしも刑事司法制度の枠内に限定されるものではない。あくまで当事者の自由な意思に基づいて、両者の回復と社会への再統合を目指すための任意の選択肢の一つとして位置づけられるべきである。

近年、日本の刑事司法は禁錮刑・懲役刑の廃止と拘禁刑の導入など、大きな転換期を迎えている。このような状況の中で、修復的司法の理念と実践をどのように位置づけ、既存の制度と調和させていくのかは今後の刑事司法の在り方を考える上でも重要な課題である。日本において修復的司法の理念と実践が、既存の制度と並存しつつ発展し、社会に受け入れられていくことが期待される。

## 参考文献

- 梅崎薫(2019)『修復的対話トーキングサークル実施マニュアル』、はる書房。
- 小松原織香(2022)『当事者は嘘をつく』、筑摩書房。
- 坂上香(2022)『プリズン・サークル』、岩波書店。
- 高橋則夫(2003)『修復的司法の探求』、成文堂。
- ニルス・クリスティ(平松毅・寺澤比奈子訳)(2006)『人が人を裁くとき裁判員のための修復的司法入門』、有信堂。
- ハワード・ゼア(西村春夫・細井洋子・高橋則夫訳)(2003)『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』、新泉社。
- 山田由紀子(2023)『対話の会 20年の修復的司法実践 被害者加害者対話から』、成文堂。
- 山田由紀子、AKIRA(2020)『つぐなうために一受刑者が見た修復的司法の真実と光一』、新科学出版社。
- 伊藤富士江(2004)「少年司法における家族グループ会議—ソーシャルワーク実践からの検討—」、『社会福祉学』、第45巻第1号。
- 植木百合子(2008)「修復的カンファレンス(少年対話会)モデル・パイロット事業報告書の概要について」、『捜査研究』、第57巻第12号。
- 菊池弥生(2014)「日本の少年犯罪者に対する修復的司法に関する考察—少年対話会と弁護士型・NPO型を題材に—」、『同志社政策科学研究』、第16巻第1号。
- 小松原織香(2013)「赦しについての哲学的研究：修復的司法の視点から」、『現代生命哲学研究』、第1号。
- 謝如媛(2012)「加害者による被害回復の諸措置～台湾の動き～」『被害者支援ニュース』第7号。

謝如媛(2022)「修復的司法の法制化及び刑事司法との連動—台湾におけるRJの実践—」、  
『一橋法学』、第21巻第3号。

ジョージ・ムスラキス(萩野太司・吉中信人訳)(2005)「修復的司法：現在の理論と実践に  
関する考察(一)」、『広島法学』、第29巻第1号。

千田恵介(2000)「『犯罪と司法に関するウィーン宣言』の意義と犯罪防止・刑事司法分野  
における国際社会の取組み」、『法律のひろば』、第53巻第12号。

高橋則夫(2002)「刑事法における修復的司法の意義」、『刑法雑誌』第41巻第2号。

平山真理(2007)「『刑事裁判への被害者参加』と『修復的司法』の関係はいかに」、『白鵬  
法学』、第14巻第1号。

森久智江(2013)「少年に対する手続きの概要と関係機関」、加藤博史・水藤昌彦編著『司  
法福祉を学ぶ』、ミネルヴァ書房。

森久 智江(2024)「被害者本人からみた刑事手続きと修復的司法(RJ)への期待」、『刑事弁  
護』、第119号秋季。

山田直也(1995)「ニュージーランド少年司法における“家族集団会議(Family Group  
Conferences)”」、『犯罪社会学研究』、第20巻。

山口直也(2003)「修復的司法に関する国連基本原則の成立」、『山梨学院大学法学論集』、  
通号49号。

明石市「明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例」

<https://www.city.akashi.lg.jp/documents/4257/higaisyakenrisien.pdf>

(2025年12月27日参照)

NPO法人上野ダルク

<http://darc-ic.com/>

(2025年10月13日参照)

警視庁「犯罪被害者等の抱える様々な問題」

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/shien/handbook/pdf/6.pdf>

(2025年1月19日参照)

警察庁「令和6年版犯罪被害者白書」

[https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/2024/zenbun/part2\\_chapter3/s2\\_3\\_1t05.html](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/2024/zenbun/part2_chapter3/s2_3_1t05.html)

(2025年1月26日参照)

警察庁生活安全局人身安全・少年課「令和6年における少年非行及び子供の性被害の状  
況」

[pdf\\_r6\\_syonenhikoujyokyo.pdf](pdf_r6_syonenhikoujyokyo.pdf)

(2025年11月18日参照)

公益財団法人ヒューマニティ財団「GMaCプログラム」

<http://humanin.or.jp/gmac/>

(2025年10月13日参照)

産経新聞『「お母さんの宝物」 法廷に響いた遺族の子守歌』

<https://www.sankei.com/article/20231201-CP46HNNCZFPPLKRHJHDMKALBMM/>

(2025年12月8日参照)

青少年育成推進本部「青少年育成施策大綱」。

<https://www.nta.go.jp/about/council/sake/040402/pdf/01.pdf>

(2025年1月26日参照)

政府広報オンライン「被害者参加制度 裁判に参加する被害者をサポート」

<https://www.gov-online.go.jp/article/201312/entry-9323.html>

(2025年12月8日参照)

東京都人権啓発センター「暴力の加害と被害を見つめて」

<https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/tokyojinken/tj-92-interview.html>

(2025年12月20日参照)

特定非営利活動法人子どもセンター帆希

[https://chiba-homare.org/about\\_us/](https://chiba-homare.org/about_us/)

(2025年10月15日参照)

羽間京子、森伸子、西慶子(2008)「若年犯罪者の被害体験等の被害体験と犯罪との関連に関する研究」

[https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/RP2018A\\_003.pdf](https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2019/12/RP2018A_003.pdf)

(2025年12月26日参照)

弁護士法人金岡法律事務所「これは最早、裁判ではない」

<https://www.kanaoka-law.com/archives/1509>

(2025年12月8日参照)

法務省「明日につなぐ 少年院のしおり」

[001424033.pdf](https://www.moj.go.jp/keijij1/keiji_keijij11-12.html)

(2025年10月13日参照)

法務省「第1回更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」配布資料3

[001296228.pdf](https://www.moj.go.jp/keijij1/keiji_keijij11-12.html)

(2025年12月26日参照)

法務省「被害者等支援制度の対象罪名一覧」

[https://www.moj.go.jp/keijij1/keiji\\_keijij11-12.html](https://www.moj.go.jp/keijij1/keiji_keijij11-12.html)

(2025年12月18日参照)

法務省「令和6年版犯罪白書」

[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00134.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00134.html)

(2025年1月26日参照)

法務省保護局 パンフレット「更生保護における犯罪被害者の方々のための制度」  
[001407496.pdf](#)

(2025年9月12日参照)

法務省矯正局「矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況等」  
<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/common/doc/overview/onyoujoukyou.pdf>

(2025年1月26日参照)

法務省矯正局 リーフレット「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」

<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/SHINJO/common/doc/overview/Leaflet.pdf>

(2025年1月26日参照)

法務省矯正局成人矯正課、同少年矯正課「特集矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用開始について」

[news\\_168.pdf](#)

(2025年12月26日参照)

法務省法務総合研究所、研究部報告11「児童虐待に関する研究(第1報告)」

[000074918.pdf](#)

(2025年12月26日参照)

UN (1999), Handbook on JUSTICE for VICTIMS

<https://digitallibrary.un.org/record/414602?v=pdf>

(2025年12月10日参照)

黃蘭嫻・許春金・黃翠紋(2011)「修復式正義理念運用於刑事司法制度之探討」法務部委託研究 成果報告書

<https://www.moj.gov.tw/media/3049/414191022164610308.pdf>

(2025年1月26日参照)

司法院、院台廳刑一字第1100021752號「法院辦理審判中轉介修復式司法應行注意事項」  
(通達) 2021年07月29日公布。

<https://www.bing.com/ck/a?!&p=60c497c15283ddc3741979e44b126b08a4908984bae9a482d4331b0199abf22eJm1tdHM9MTczODAyMjQwMA&ptn=3&ver=2&hsh=4&fclid=165e14f6-cdbe-65fb-1866->

[0592cc70640f&psq=%e3%80%8c%e6%b3%95%e9%99%a2%e8%be%a6%e7%90%86%e5%af%a9%e5%88%a4%e4%b8%ad%e8%bd%89%e4%bb%8b%e4%bf%ae%e5%be%a9%e5%bc%8f%e5%8f%b8%e6%b3%95%e6%87%89%e8%a1%8c%e6%b3%a8%e6%84%8f%e4%ba%8b%e9%a0%85%e3%80%8d&u=a1aHR0cHM6Ly93d3cuanVkaWNpYWwuZ292LnR3L3R3L2RsLTEzMTEOMy04MDZlODFkNjgwZDI0YTgxODc5NTI1MzE3ZTI1MzgwNS50dG1s&ntb=1](https://www.bing.com/ck/a?!&p=60c497c15283ddc3741979e44b126b08a4908984bae9a482d4331b0199abf22eJm1tdHM9MTczODAyMjQwMA&ptn=3&ver=2&hsh=4&fclid=165e14f6-cdbe-65fb-1866-0592cc70640f&psq=%e3%80%8c%e6%b3%95%e9%99%a2%e8%be%a6%e7%90%86%e5%af%a9%e5%88%a4%e4%b8%ad%e8%bd%89%e4%bb%8b%e4%bf%ae%e5%be%a9%e5%bc%8f%e5%8f%b8%e6%b3%95%e6%87%89%e8%a1%8c%e6%b3%a8%e6%84%8f%e4%ba%8b%e9%a0%85%e3%80%8d&u=a1aHR0cHM6Ly93d3cuanVkaWNpYWwuZ292LnR3L3R3L2RsLTEzMTEOMy04MDZlODFkNjgwZDI0YTgxODc5NTI1MzE3ZTI1MzgwNS50dG1s&ntb=1)

(2025年1月26日参照)